

## 第4章 風水害応急対策

- 第1節 応急活動体制の確立
- 第2節 情報の収集・伝達
- (共通) 第3節 災害救助法の適用
- 第4節 災害時の広報
- (共通) 第5節 相互協力・応援要請
- 第6節 水防活動
- 第7節 救助・救急活動
- (共通) 第8節 災害時の医療救護・保健
- 第9節 土砂災害警戒区域等対策
- (共通) 第10節 危険物等対策
- (共通) 第11節 災害時の警備対策
- 第12節 避難対策
- (共通) 第13節 要配慮者対策
- (共通) 第14節 外国人支援対策
- (共通) 第15節 緊急輸送対策
- (共通) 第16節 ライフライン・都市公共施設の  
応急対策
- (共通) 第17節 遺体の収容・埋火葬等
- (共通) 第18節 生活救援対策
- (共通) 第19節 災害時の環境・衛生対策
- (共通) 第20節 災害時の建物対策
- (共通) 第21節 応急教育・保育活動・文化財  
の保護
- (共通) 第22節 被災地等支援体制の確立

※節番号前の(共通)：地震災害応急対策と共通であることを示す。

本章は、風水害に対して、市及び関係機関が実施する様々な対策について、実施担当者、手順などの基本的事項を定めたものである。

各対策項目は、台風等による大規模な風水害が発生した場合を想定して、気象警報が発表される等災害発生が予測される時期から時間経過（警戒期→初動活動期→応急活動期→復旧活動期）に沿って整理している。

警戒期：気象警報の発表～災害発生

初動活動期：災害発生日～2・3日程度

応急活動期：災害発生2・3日後～1・2週間程度

復旧活動期：災害発生1・2週間～1ヶ月程度



## 第1節 応急活動体制の確立

概要	<p>市は、市民の生命、身体及び財産の確保を図るため、適切な救援救護を実施する責務がある。本節は、災害発生直後の混乱期や夜間・休日等の勤務時間外においても迅速に指揮命令系統の確立を図るため、「職員の参集・配備」「災害対策本部の設置」「動員・配置」の手順等、応急活動体制に関する措置を定めたものである。</p>
----	--

項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
応急活動体制の確立	第1 職員の参集・配備	●	●			災害統括班、該当班
	第2 災害対策本部等の設置		●	●	●	災害統括班、広報広聴班、該当班
	第3 災害対策本部の組織・運営		●	●	●	各対策部各班
	第4 防災関係機関の活動体制		●	●	●	各防災関係機関
	第5 公共空間の使用調整			●	●	災害統括班
	第6 緊急時の支払対応		●	●		各対策部各班

応急活動体制の確立

第1 職員の参集・配備（災害統括班、該当班）

1 職員の配備態勢及び本部の設置基準

災害の発生が予想される場合、もしくは、災害が発生した場合における市職員の配備態勢は、次の基準による。

■風水害時における職員の参集・配備基準

本部	配備態勢	予想情報	警戒・被害の状況	主な活動	配備する職員
	待機態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 気象警報（風水害に関するもの）が発表されたとき</li> <li>● 河川水位に関する水防警報が発表されたとき</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 気象情報及び市内状況の情報収集</li> <li>● 関係機関への情報連絡</li> <li>● 被害予想及び対応策の検討</li> <li>● 市民等からの通報への対応</li> <li>● 市内の状況についての情報整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災安全部（原則、職員の1/3以上）</li> <li>● 消防団（自宅待機）</li> <li>● 総務部（防災安全部長の要請により必要人数）</li> </ul>
	注意態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住家への被害には及ばないが、市内において道路冠水等の発生が予想される場合において、防災安全部長が必要と判断したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路冠水等の発生が予想される時</li> </ul>	上記の活動に加えて <ul style="list-style-type: none"> <li>● 危険箇所の巡視</li> <li>● 市民等からの通報に基づく現地確認及び対応処置（水防活動）</li> </ul>	上記の職員に加えて <ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防団（詰所待機）</li> <li>● 道路部</li> <li>● 下水道部</li> <li>● 広報課</li> <li>● 職員課</li> <li>● 総務課</li> <li>● 市有財産活用課</li> <li>● 子ども生活部（保育園対応）</li> <li>● 環境資源部<sup>(注)</sup></li> <li>● 都市づくり部<sup>(注)</sup></li> </ul> 注）暴風警報発表された場合のみ
警戒本部	警戒態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記の場合において、副市長（防災安全担当）が必要と判断したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住家の浸水が予想される時</li> <li>● 長期にわたって道路冠水等が継続と予想される時</li> <li>● 土砂災害の発生が予想される時</li> <li>● 住民が自主的避難を開始したとき</li> </ul>	上記の活動に加えて <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民の自主的避難の支援</li> <li>● 避難施設開設の準備</li> </ul>	上記の職員に加えて <ul style="list-style-type: none"> <li>● 政策経営部</li> <li>● 総務部</li> <li>● 財務部</li> <li>● 市民部</li> <li>● 地域福祉部</li> <li>● いきいき生活部</li> <li>● 保健所</li> <li>● 文化スポーツ振興部</li> <li>● 子ども生活部</li> <li>● 経済財政部</li> <li>● 環境資源部</li> <li>● 都市づくり部</li> <li>● 会計課</li> <li>● 議会事務局</li> <li>● 選挙管理委員会事務局</li> <li>● 農業委員会事務局</li> <li>● 監査事務局</li> <li>● 学校教育部</li> <li>● 生涯学習部</li> </ul>



第4章 風水害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

(2) 動員の区分

各対策部長は、次の区分により各職員の参集場所を事前に指定し、任務分担を明らかにしておく。

■職員の参集場所

参集区分	参集職員
① 本部参集職員 (警戒本部、又は 災害対策本部に参集)	ア 注意態勢、警戒態勢時において、警戒本部（注意態勢時には防災安全部）と所属部との連絡員となる職員 イ 災害対策本部の本部員、本部連絡員となる職員 ウ 災害統括班要員として指定された職員（災害対策本部指定職員）
② 所属職場参集職員 (勤務場所へ参集)	所属職場において災害対策活動を実施する職員 ・各対策部が行う災害対策活動を指揮するための職員 ・各対策部において業務の遂行上必要な職員 ・各対策部の事務局担当職員

(3) 所定の場所に参集できない場合の措置

あらかじめ指定された配置場所に参集することができない職員は、次のように対処する。

■所定の場所に参集できない場合の職員の措置

状 況	対 処
災害の状況（道路閉塞や交通機関の運休等）により、勤務場所（指定の参集場所）への登庁が不可能な場合	最寄りの町田市の施設に参集し、所属長の指示があるまでは、その施設の責任者の指示に従って災害対策に従事する。
災害の状況及び病気、負傷、その他やむを得ない状態により、いずれの施設にも参集が不可能な場合	なんらかの手段を以って、その旨を所属の長若しくは最寄りの町田市の施設へ連絡する。

3 職員の配置及び職務の代行

(1) 参集状況及び被害情報等の把握

勤務時間外に災害が発生した場合において、各対策部は、町田市防災システム等により、情報統括班に報告する。また、参集途上において職員が収集した被害情報等についてもあわせて報告する。

情報統括班は、所定の様式により職員の参集状況と、職員が収集した被害情報等を取りまとめ、災害統括班を通じて、本部長に報告する。

(2) 職員の配置

各対策部長は、町田市災害対策本部所掌事務に基づき、職員の参集状況に応じて、次の点に配慮して班組織の編成及び職員の配置を行う。なお、災害の状況により配備態勢以上の職員が必要と認める場合は、各対策部長は、各班長を通じて職員を招集し、配置する。

【職員配置を行う上での配慮事項】

- 災害に対処できる配置であること。
- 災害対応の長期化に備え、職員の交代勤務などの措置が考慮されていること。
- 高次の配備態勢に移行できる措置であること。
- 必要に応じて、他部への応援の要請、派遣を行うこと。

また、防災安全部長（不在のときは災害統括班長）は、勤務場所以外に登庁した職員や、他の対策部職員に対し、必要に応じて、次の指示を行う。

- 所属する勤務場所への登庁が困難で、他の勤務場所へ登庁した職員に対し、必要に応じて、本来の勤務場所への移動、その他の措置を指示する。
- 各対策部からの応援要請、又は職員の参集状況等から必要と認めるときは、各対策部長と協議の上、各対策部または各個の職員に対し応援体制を指示する。
- 統括責任者（対策部長、班長等）の不在により、対策部の職員が指示を仰いだとき、状況により所属する部以外の業務にあたらせる等の指示ができる。ただし、統括責任者が登庁したときは、直ちにその後の職務遂行等について協議する。

(3) 職務の代行

次の職員が不在のときは、次の順位で職務を代行するものとする。

- ① 災害統括部長（防災安全部長）  
災害統括班長（防災課長）
- ② 対策部長・対策副部長  
最初に登庁した班長  
最初に登庁した班長は、情報統括班に対策部長が不在である旨を報告し、災害統括部長の指示を仰ぐ。この場合、災害統括部長は、任意の職員をその部の臨時統括者として指定する。臨時統括者に指定された職員は、正規の職を有する者が登庁したとき、直ちにそれまでにとった処置を報告して、その職務を引き継ぐものとする。

4 非常時優先業務実施に係る人員の配分調整

「第3章 地震災害応急対策 第1節 応急活動体制の確立 第1 職員の参集・配備 4 非常時優先業務実施に係る人員の配分調整」に準じて対応するものとする。

## 第2 災害対策本部等の設置（災害統括班、広報広聴班、該当班）

### 1 災害対策本部の設置

#### (1) 災害対策本部の設置等

##### ① 災害対策本部の設置基準

市は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合で、総合的な応急対策が必要と認めるときは、町田市災害対策本部（以下、「本部」という）を設置する。本部の設置基準は次による。

##### 【本部の設置基準】

##### 【風水害等の場合】

- 1 町田市を含む地域に気象業務法に基づく、大雨、洪水、暴風等の警報が発表された場合で、市長が本部設置の必要があると認めるとき。
- 2 町田市を含む地域に台風、集中豪雨、洪水その他による災害が発生した場合で、市長が本部設置の必要があると認めるとき。
- 3 その他、市長が本部設置の必要があると認めるとき。

##### ② 災害対策本部長

災害対策本部長（以下、「本部長」という）は、市長とする。

ただし、市長による執務の執行が困難な場合、もしくは市長が不在で直ちに連絡が取れない場合には、副市長又は防災安全部長等が、次の順位により本部長の職務を代行する。

##### 【市長不在の場合における本部長職務の代行順位】

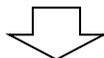
- 第1順位： 副市長（防災安全担当）
- 第2順位： 副市長
- 第3順位： 防災安全部長、又はその他の部長

##### ③ 災害対策本部の設置の要請

本部員にあてられている者（以下、「部長等」という）が、本部設置の必要があると判断したときは、次のとおり、市長に本部の設置を要請することができる。

##### 【部長等による本部設置の要請手続き】

- 「部長等」は、本部を設置する必要があると認めるときは、防災安全部長を通じて、市長に本部の設置を要請する。



- 防災安全部長は、他の部長等による要請があった場合、またはその他の状況により本部を設置する必要があると認めるときは、市長に本部設置を要請する。

※ 部長等は、上記の手続きをとることができない非常事態にあつては、直ちに本部の設置を行い、事後速やかに市長の承認を得る。

(2) 本部の設置場所

本部の設置場所は、次のとおりとする。

【災害対策本部の設置場所】

拠点名	設置場所
災害対策本部	町田市庁舎3階とする。

※ 町田市庁舎が被災した場合の対応については、「第3章 地震災害応急対策 第1節」に準じて行う。

(3) 本部の開設及び運営上必要な資機材等の確保

災害統括班は、本部設置の指示があったときは次の措置を講ずる。

本部の標識等の設置	○ 災害対策本部を設置する施設（町田市庁舎もしくは代替施設）の正面玄関及びその他の適切な場所に「町田市災害対策本部」の標識板等を掲示する。
本部の確保	○ 本部開設のために必要なスペース ○ 本部会議事務局員及び防災関係機関派遣の本部連絡員のためのスペース
本部開設に必要な資機材等の確保	○ パソコン、プロジェクター、ディスプレイ、被害状況図板、ホワイトボード等 ○ 住宅地図等その他地図類 ○ コピー機等の複写装置 ○ ビデオ・ICレコーダ・カメラ等の記録装置 ○ 防災関係機関、協力団体等の連絡先一覧表 ○ 自主防災組織代表者名簿その他名簿類 ○ その他必要書式類・資機材 等
通信手段の確保	○ 防災行政無線（移動系） ○ 携帯電話 ○ 衛星携帯電話 ○ 臨時電話 ○ FAX ※ 第3章地震災害応急対策第2節第1「情報連絡体制の確立」に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。
自家発電設備の確保	○ 停電に備え自家発電設備の点検を行うとともに、燃料の確保その他電源確保のため必要な措置を講ずる。
腕章の確保	○ 本部長、副本部長、現地災害対策本部長、本部員、班長、本部連絡員及び班員が災害応急活動に従事するとき着用する腕章を確保する。

(4) 本部の廃止

本部長は、市の地域に災害が発生する危険が解消したと認めるとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部の廃止を決定する。

(5) 本部の設置又は廃止についての通知

本部の設置または廃止にあたっては、本部長が認めるときは、災害対策本部会議を開催せずに決定できるものとする。

本部を設置または廃止した場合、防災安全部長は、直ちに次に掲げるもののうち必要と認められたものについて、電話その他適当な方法により通知する。設置の通知においては、あわせて必要に応じて本部連絡員の派遣を要請する。

第4章 風水害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

【本部設置又は廃止の報告・通知・公表先】

報告・通知・公表先	担当者	報告・通知・公表の方法
市庁舎内各対策部	防災課長	庁内放送・庁内電話・口頭その他迅速な方法
市民センター その他市出先機関	各施設を所管する担当課長	市防災行政無線、FAX・電話・口頭その他迅速な方法
町田消防署長 消防団長 町田警察署長 南大沢警察署長 都知事 その他関係機関	防災課長	都防災行政無線 市防災行政無線 FAX・電話・口頭・その他迅速な方法
協定締結先		FAX・電話・口頭または文書
報道機関	広報課長 (広報広聴班)	FAX・電話・口頭または文書
市民		市防災行政無線・報道機関・口頭・その他迅速な方法

## 2 現地災害対策本部の設置

### (1) 現地災害対策本部の設置

本部長は、次に示す基準により、現地災害対策本部長を指名し、現地災害対策本部を設置する。

- 被害が局所的で、被災地域における救援・救助・復旧対策を総合的かつ臨機応変に指揮する必要があると認めるとき
- 土砂災害の発生するおそれがあり、迅速かつ適切な避難の指示の決定・通報並びにその他の救援救助措置を行うために必要と認めるとき

### (2) 現地災害対策本部の設置場所

現地災害対策本部の設置場所は、次のとおりとする。

拠点名	設置場所
現地災害対策本部	災害現地近くの公共施設

### (3) 現地災害対策本部の組織及び事務分担

現地災害対策本部の組織及び事務分掌は、次の表を目安とする。

なお、現地災害対策本部長以下の要員を指名するときは、次の権限を委譲する。

委譲権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現地災害対策本部所管地域の避難の指示、警戒区域の設定</li> <li>● 現地災害対策本部所管地域の人的かつ物的応急公用負担</li> </ul>
------	---

### (4) 人員の配置

現地災害対策本部長は、災害対策本部副本部長とする。副本部長が不在等の場合は、本部員から災害対策本部長が指名する。

また、現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の組織的行動を可能とする為、現地災害対策本部の組織及び事務分担表を参考に人員を配置し、各班の構成員の中に班長となる管理職員の配置を行う。

■ 現地災害対策本部の組織及び事務分担

	構成員となる職員	事 務 分 担
現地災害対策本部長	副本部長、本部員	● 現地災害対策本部配備職員の指揮、監督
現地災害対策副本部長	本部員 (1～2名)	● 現地災害対策本部長の補佐 ● 現地災害対策本部長の不在若しくは事故のときの代理
現地本部班	災害統括班員 総務対策部員 (5～10名)	● 所管する地域の災害対策の総合調整に関すること ● 避難の指示等現地災害対策本部長指令の伝達に関すること ● 町田市庁舎本部及び各対策部との連絡に関すること ● 関係機関、自主防災組織、事業所、その他団体との連絡調整に関すること ● 資機材、食料の調達等現地災害対策本部の庶務に関すること
現地情報班	総務対策部員 政策経営対策部員 (5～10名)	● 被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の収集及びとりまとめに関すること ● 避難の指示等の市民への伝達に関すること ● 広報に関すること ● 要搜索者名簿の作成に関すること ● 災害相談に関すること ● その他当該対策部に関すること
現地救護班	市民対策部員 福祉対策部員 健康対策部員 生涯学習対策部員 病院対策部員 (20～40名)	● 避難者の誘導及び収容に関すること ● ボランティアセンターとの連絡調整に関すること ● 応急給水に関すること ● 生活救援活動に関すること ● 医療救護活動に関すること ● 遺体の収容、埋火葬等に関すること ● その他当該対策部に関すること
現地道路班	道路対策部員 都市づくり対策部員 下水道対策部員 環境資源対策部員 (20～40名)	● 道路の確保その他土木救援活動に関すること ● 災害危険箇所に関するパトロールその他の危険回避のための監視に関すること ● その他当該対策部に関すること
現地消防団	所管地域の 消防団員 (所属員数)	● 災害及び火災の警戒及び防衛 ● 救急及び被災者の救助 ● 避難者の誘導 ● 災害情報の収集伝達 ● その他消防・救助活動に関すること

### 3 警戒本部の設置

副市長（防災安全担当）は、以下の場合、自らを本部長とする警戒本部を設置する。

- 台風の接近等により警戒態勢以降の態勢が見込まれるとき
- 大雨洪水警報又は暴風警報等が発表された場合で、警戒態勢を要すると判断したとき
- 集中豪雨による局地的な災害が発生したとき
- 局地的な災害発生のおそれがある場合で、災害対策本部を設置しないとき

#### (1) 警戒本部の組織

警戒本部の組織は、次表による。

警戒本部長	副本部長	災害統括部長	本部員	本部事務局
● 副市長(防災安全担当)	● 副市長	● 防災安全部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政策経営部長</li> <li>● 経営改革室長</li> <li>● デジタル戦略室長</li> <li>● 広報担当部長</li> <li>● 総務部長</li> <li>● 財務部長</li> <li>● 市民部長</li> <li>● 文化スポーツ振興部長</li> <li>● 地域福祉部長</li> <li>● いきいき生活部長</li> <li>● 保健所長</li> <li>● 子ども生活部長</li> <li>● 経済観光部長</li> <li>● 環境資源部長</li> <li>● 道路部長</li> <li>● 都市づくり部長</li> <li>● 下水道部長</li> <li>● 会計管理者</li> <li>● 議会事務局長</li> <li>● 学校教育部長</li> <li>● 生涯学習部長</li> <li>● 市民病院事務部長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災安全部職員</li> <li>● 指名された本部参集職員</li> </ul>

※ 高位の態勢に移行する場合など、必要に応じて警戒本部の本部会議を開催する場合には、町田市庁舎3階に各本部員は参集する。

#### (2) 職員の配備

防災課長は、警戒本部を設置する場合には、各本部員、東京都、消防署及び警察署に対し、その旨を連絡する。

連絡を受けた本部員は、連絡後直ちに出勤するとともに、応急対策を行う上で必要となる職員を、自らの所属部職員から必要人数を指名し、配備する。

■待機態勢～警戒態勢における職員配備と主な活動内容

態勢	部・課名称	防災安全部 参集職員	所属職場 参集職員	主な活動内容 ○：防災安全部参集職員 ●：所属職場参集職員
待機 態勢	防災安全部	原則、職員の 1/3以上	—	○気象情報の収集 ○市内の状況についての情報収集 ○関係機関との連絡
	(消防団)	(自宅待機)		
	総務部	(防災安全部長の要請 により必要人数)		○市民等からの通報への対応 ○市内の状況についての情報整理
注意 態勢	消防団	詰所待機		●危険箇所等の巡視 ●通報に基づく現地状況の確認 ●水防活動
	道路部	1～2名	必要人数	○市民等からの通報への対応 ○各部～防災安全部間の連絡要員 ●危険箇所等の巡視 ●通報に基づく現地状況の確認 ●所管施設における水防活動
	下水道部	1名		
	(環境資源部※)	(1名)		
	(都市づくり部※)	(1名)		
	広報課	必要人数		○●市民への注意喚起
	職員課	最低2名	—	○市民等からの通報の受理 ○現地状況の確認
	総務課	最低2名	—	
	市有財産活用課	—	必要人数	●車両の配車及び運転 ●庁舎の浸水等対策
	子ども生活部	—	必要人数	●保育園対応
警戒 態勢	環境資源部	—	必要人数	●避難施設開設運営 ●廃棄物の排出方法に関する周知
	都市づくり部			●避難施設開設運営 ●造成中の宅地開発地等における業者 への連絡・指導等 ●公園・街路樹の倒木処理等
	市民部			●市民センターの開放
	学校教育部			●避難施設開設運営 ●学校長及び避難施設開設・運営担 当対策部との連絡調整
	地域福祉部 いきいき生活部 保健所			●避難施設開設運営 ●避難行動要支援者対策
	上記以外の避難施 設開設・運営担当 対策部			●避難施設開設運営

- ※ 防災安全部参集職員及び所属職場参集職員の必要人数は、各部・課内で調整し、決定する。
- ※ 注意態勢においても、状況に応じ警戒態勢配備部・課を招集する。
- ※ 環境資源部及び都市づくり部については、暴風警報が発表された場合のみ注意態勢に加わる。  
(警戒態勢には必ず加わる)

第4章 風水害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

(3) 警戒本部の活動

警戒本部長は、配備した要員をもって情報連絡、巡視等の警戒活動にあたる。また、消防署・消防団と密接に連携し、軽微な災害が発生した場合は協力して応急措置を行う。

各態勢における活動内容は、次のとおりとする。

① 気象情報及び水位情報の収集

防災安全部は、東京都災害情報システム（DIS）端末、防災業務支援情報、インターネットの気象情報サイト、テレビ、ラジオ等を活用して、周辺地域を含めた豪雨の状況や降雨予測情報、台風の進路情報等の気象情報を収集する。

また、河川水位については、DIS端末や東京都及び神奈川県水防計画に基づき、南多摩東部建設事務所や、厚木土木事務所津久井治水センター、川崎横浜治水事務所川崎治水センターからの情報収集に努めるとともに、必要に応じて消防署、消防団又は防災安全部参集職員に対し、河川水位の現地確認等を要請・指示する。

② 被害の予想及び対応策の検討

防災安全部は、上記①で収集した情報と過去の災害事例等に基づいて、被害状況の予測を行う。

③ 関係機関及び各部への情報連絡

①で収集した気象情報、水位情報を、各部に対し、メール等で伝達する。

また、関係機関及び各部の連携の強化と、高位の態勢への移行を円滑に行うため、町田市が、次の各配備態勢を敷いたとき、又は廃止したときは、防災安全部が、関係機関及び各部に対し、その旨を連絡する。

■各配備態勢時の連絡

連絡先	待機態勢	注意態勢	警戒態勢
消防団長	○	○	○
道路部長	○	○	○
下水道部長	○	○	○
総務部長	○	○	○
子ども生活部長	○	○	○
環境資源部長	(○※)	○	○
都市づくり部長	(○※)	○	○
政策経営部長	○	○	○
広報担当部長	○	○	○
財務部長	○	○	○
経営改革室長		○	○
デジタル戦略室長		○	○
市民部長		○	○
文化スポーツ振興部長		○	○
地域福祉部長		○	○
いきいき生活部長		○	○
保健所長		○	○
経済観光部長		○	○
会計管理者		○	○
議会事務局長		○	○
学校教育部長		○	○
生涯学習部長		○	○
市民病院事務部長		○	○
市長・副市長		○	○
教育長			○
町田消防署（警防課）	○	○	○
町田警察署（警備課）	○	○	○
南大沢警察署（警備課）	○	○	○

※ 環境資源部及び都市づくり部については、待機態勢時に暴風警報が発表された場合のみ連絡する。

④ 市民等からの通報への対応

各部は、市民等から寄せられる通報の対応にあたり、町田市防災システムを通じて庁内の情報共有を図り、必要に応じて、関係する各部に対し現地の確認及び対応を要請する。

第4章 風水害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

⑤ 危険箇所の巡視及び市民等からの通報に基づく現地状況の確認

注意態勢以降において、防災安全部職員、総務部職員（総務課、職員課）、財務部市有財産活用課職員及び道路、河川・水路、下水道の管理者である各部は、必要に応じて、河川の重要水防箇所、土砂災害警戒区域等、過去の浸水地域等の巡視を行う。このとき、防災安全部は消防団に対して危険箇所等の巡視を要請する。

また、④により市民等からの通報に基づく現地確認及び対応を要請された各部は、通報のあった現地にて状況の確認を行うとともに、必要に応じて監視等を行い、随時状況を町田市防災システムにて更新する。

ア 河川・水路	下水道部が現地を確認し、必要に応じて監視等を行う。
イ 下水道	下水道部が現地を確認し、必要に応じて監視等を行う。
ウ 道路	道路部が現地を確認し、必要に応じて監視等を行う。
エ 民間宅地	消防団、防災安全部参集職員が現地を確認し、必要に応じて監視等を行う。
オ 公園緑地、街路樹等	都市づくり部、道路部が現地を確認し、必要に応じて監視等を行う。
カ 造成中の宅地開発地等	都市づくり部と防災安全部参集職員が現地確認を行い、必要に応じて監視等を行う。

⑥ 水防活動等

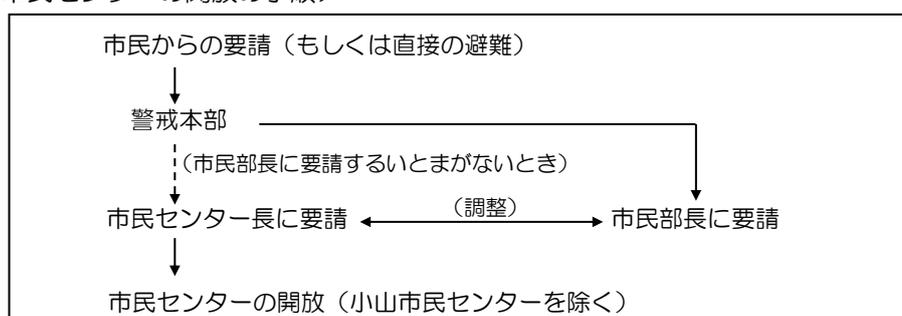
注意態勢以降において、道路部及び下水道部は、消防団及び関係事業者等と連携して、市域の水防活動等を実施する。道路部及び都市づくり部は、公園・街路樹の倒木被害が生じた場合またはそのおそれがある場合には、倒木処理等を実施する。

また、都市づくり部は、警戒態勢以降において、造成中の宅地開発地等における防災上必要な措置について、開発業者等への連絡・指導を行う。

⑦ 自主的な避難の支援

市民部は、豪雨による河川・水路等の氾濫、崖地の崩壊等に対し、市民等が自主的な避難を行う場合に際して、市民センター等の和室又はホールを開放する。ただし、市民センター等だけでは避難者の収容が困難な場合には、警戒本部長は、付近の学校施設（体育館）を開放するよう、学校教育部長に要請し、学校教育部長は、学校長等に連絡して学校施設（体育館）を避難者に開放する。

<市民センターの開放の手順>



(4) 警戒本部の廃止

警戒本部長は、次の場合には、警戒本部を廃止して、被害状況及び対策の状況を市長に報告する。

- ア 災害の危険が解消され警戒の必要が無くなったと判断した場合
- イ 警戒態勢以上の配備態勢により、災害対策本部が設置された場合

(5) 警戒期終了後の対応

警戒期終了後において、各部は必要に応じて次の活動を実施または継続する。

活動項目	担当部
● 税の減免措置に伴う被害調査	財務部
● 防疫活動	保健所、環境資源部
● 所管施設の復旧活動	各担当部
● 市民センター等における避難者への支援	防災安全部、市民部

(6) 高次の配備態勢への移行

警戒本部長は、警戒態勢以上の配備態勢が必要であると判断した場合、市長に状況を説明し、災害対策本部の設置を要請する。市長は、必要と判断するときは、災害対策本部の設置（警戒本部の廃止）と職員配備を決定する。

#### 4 集中豪雨（ゲリラ豪雨）への対応

(1) 集中豪雨に対応した警戒本部の設置

突発的・局地的な集中豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）では、災害対策本部を立ち上げるまでの間もしくは、災害対策本部を設置するに至らない災害への対応として、警戒本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。

(2) 気象情報の早期収集

突発的・局地的な集中豪雨による河川氾濫発生などに対しても、被害を最小限にとどめる必要があるが、事前に十分な時間的なゆとりを持つ確かな予測は困難である。

このため気象庁による気象情報などから一定程度以上集中豪雨の危険性があると予想される場合等には、気象庁大気海洋部へホットライン（電話）により、直接気象情報について解説を求め、早期に防災活動の必要性を判断する。

(3) 関係機関の情報共有

中小河川の同一流域市では、集中豪雨による河川の増水や氾濫がほとんど同時、もしくはわずかな時間差で起こる可能性が高い。

市では、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の市と連携し、必要な情報（避難の指示の必要性の判断、避難情報発令の有無、河川や降雨の現況など）の共有を図る。

(4) 集中豪雨への基本的対応

- ① 突発的・局地的水害に対する関係機関との連携を強化し、災害対応能力の向上を図る。
- ② 関係機関から気象情報や水位情報等を速やかに収集し、避難情報発令の判断材料として活用する。

第4章 風水害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

- ③ 被害発生時は、関係機関との緊密な連携のもと、水害による人的被害の抑制に全力を尽くす。
- ④ 「空振りは認めるが見逃しは許さない」という意識を共有化し、常に最悪の事態を想定して、応急対策にあたる。

5 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の対応

(1) 竜巻に関する気象情報

竜巻などの激しい突風に関する現行の気象情報として、発生の可能性に応じて次のとおり段階的に気象庁が発表している。

情報	内容
ア 予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
イ 雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に雷注意報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
ウ 竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東京地方、伊豆諸島北部、伊豆諸島南部の区域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が各区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
エ 竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻などの激しい突風の可能性がある地域を分布図（10km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。竜巻発生確度ナウキャストは、平常時を含めて常時10分毎に発表する。

(2) 都内に竜巻注意情報が発表された際の情報伝達

気象庁は、東京都地域防災計画風水害編及び気象庁防災業務計画に基づき、情報を、専用通信施設等により、都総合防災部等関係機関、日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝達する。

伝達は、発表者（都及び気象庁）から東京都地域防災計画で定めた伝達経路により行うものとする。指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達に関しては、大雨警報の伝達に準じる。気象情報の伝達については、第4章第2節第2「災害に関する予警報及び観測情報等の収集」を参照とする。

(3) 竜巻注意情報が発表された場合の留意点

激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られている。一方、この情報は比較的広い範囲を対象に発表するので、竜巻注意情報が発表された地域でも必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。

したがって、竜巻注意情報が発表された場合には、まず簡単にできる対応として、周囲の空の状況に注意を払う。さらに、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる。また、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がける。

竜巻注意情報が発表された場合、竜巻発生確度ナウキャストを見れば危険な地域の詳細や、刻々と変化する状況を把握することができる。雷注意報や竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストとを組み合わせる利用することが効果的である。

(4) 市の対応

市は、災害時の危機管理体制を確認するとともに、気象庁などとも連携の上、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応についての市民に対する周知、啓発等に努める。

### 第3 災害対策本部の組織・運営（各対策部各班）

本部の組織及び運営は、町田市災害対策本部条例の定めるところに基づいて行う。

#### 1 本部における任務

##### (1) 本部長、副本部長、本部員

職名	主な任務
本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災会議、本部会議の議長となること</li> <li>○ 避難の指示、警戒区域の指定を行うこと</li> <li>○ 国、自衛隊、都、防災関係機関、他自治体、市民・事業所・団体への支援協力要請を行うこと</li> <li>○ その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること</li> <li>○ 本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督すること</li> </ul>
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各対策部間の調整に関すること</li> <li>○ 本部長が不在、若しくは事故あるとき、本部長の職務を代理すること</li> </ul>
災害統括部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全ての対策部が実施する災害対策活動を統括すること</li> <li>○ 本部長及び副本部長の補佐を行うこと</li> <li>○ 災害統括班の職員を指揮監督すること</li> </ul>
本部員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各対策部の職員を指揮監督すること</li> <li>○ 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること</li> <li>○ 本部長、副本部長が不在若しくは事故あるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること</li> </ul> <p>※ 本部員に事故ある場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。</p>

##### (2) 本部会議、事務局

本部会議	<p>災害に関する情報を分析し災害対策本部の基本方針を協議するため、本部長は随時本部会議を招集する。本部会議は、本部長、副本部長、災害統括部長及び本部員で構成し、本部長が議長を務める。</p> <p>また、本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に町田市を管轄する消防署長が指名する消防吏員その他の本部の職員以外の者の出席を求めることができる。</p>
事務局	<p>本部会議の運営を迅速かつ適切に行うため、本部に本部会議の事務局を置く。本部会議事務局は、災害統括班長、同班員及び本部連絡員により構成する。なお、本部連絡員は、防災関係機関が派遣する職員とし、防災関係機関相互の密接な連携及び情報交換に努める。</p>

2 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、次のとおりである。

町田市防災会議					
町田市災害対策本部			活動組織		
本部長	副本部長	本部員	対策部	班	
市長	副市長	政策経営部長 経営改革室長 デジタル戦略室長 広報担当部長	政策経営対策部	企画班 情報システム班 広報広聴班	
		総務部長 議会事務局長	総務対策部	災害統括応援班 情報統括班	
		財務部長	財務対策部	財政班 調達輸送班 市庁舎管理班 施設管理班 被害調査班	
		市民部長	市民対策部	生活支援班 市民班 市民センター班	
		文化スポーツ振興部長	文化スポーツ振興対策部	避難施設応援班	
		地域福祉部長	福祉対策部	福祉班	
		いきいき生活部長 保健所長	健康対策部	救護統括班 保健班 衛生班 高齢者福祉班	
		子ども生活部長	子ども生活対策部	子ども生活班	
		経済観光部長	経済観光対策部	産業班	
		環境資源部長	環境資源対策部	清掃総務班 生活環境班 資源循環班 清掃収集班	
		道路部長	道路対策部	道路班	
		都市づくり部長	都市づくり対策部	住宅都市復興班 住宅供給班 公園管理班	
		下水道部長	下水道対策部	下水道総務・応急給水編成班 下水道応急復旧班 下水処理場班	
		会計管理者	出納対策部	会計班	
		(教育長)	学校教育部長	学校教育対策部	学校教育班
			生涯学習部長	生涯学習対策部	避難施設・応急給水応援班
		市民病院事務部長	病院対策部	病院管理班 病院医療班	
		防災安全部防災課長	災害統括班		
		消防団長	町田市消防団		
		教育長	町田市立小中学校		
		災害統括部長			
		防災安全部長			

※本部員については上記に記載された者のほか、必要があると認めるときは町田市の職員のうちから指名することができる。

第4章 風水害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

3 各対策部の班編成及び事務分掌

各対策部の班編成及び事務分掌は、「町田市災害対策本部所掌事務」のとおりとし、各班長は責任者として班を統括するとともに、各班員は班長の指示に従い任務を遂行する。各対策部長は、毎年5月1日現在で災害対策配備要員名簿及び非常招集系統を作成し、同月末日までに防災課長に提出する。また、配備要員に異動があった場合は、その都度修正し、防災課長に通知する。

【町田市災害対策本部 所掌事務】

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復旧
各対策部共通	各班共通	○班内職員の動員及び配備に関すること	●		
		○所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報収集及びとりまとめに関すること	●		
		○所管施設の点検及び応急復旧に関すること	●		
		○来庁者の安全確保に関すること	●		
		○都への応援要請（各対策部及び班が独立して行う活動内容に関する応援要請）に関すること	●		
		○各対策活動の財務及び庶務に関すること	●		
		○専門的支援団体（ボランティア等）の受入れと関係業者との連絡調整に関すること		●	
		○所掌事項に係る災害復興対策に関すること			●
		○災害救助法に伴う日ごとの記録と整理に関すること	●	●	
		※ 災害の程度や対策の進行状況等により、他班の応援が可能な状況にあるときは、積極的に応援活動を行う。 ※ 各対策活動に必要な資機材の備蓄を行う。			
災害対策本部付 ◎防災安全部長	【災害統括班】 班長：防災課長 副班長：市民生活安全課長  防災課 市民生活安全課	○災害対策本部及び現地災害対策本部の設置及び廃止に関すること	●		
		○本部会議の庶務に関すること	●		
		○配備態勢その他本部長命令の伝達に関すること	●		
		○総合的な応急対策の立案及び各対策部間の調整に関すること	●		
		○避難の指示及び警戒区域の設定に関すること	●		
		○気象情報等関連情報の収受及び伝達に関すること	●		
		○国、自衛隊及び都との連絡調整に関すること	●		
		○警察署、消防署、消防団等との連絡調整に関すること	●		
		○ライフライン等防災関係機関との連絡調整に関すること	●		
		○防災行政無線の統制及び活用に関すること	●		
		○各対策部への情報伝達に関すること	●		
		○議会との連絡調整に関すること	●		
		○他の自治体等との相互協力に関すること	●		
		○他の対策部及び班に属さない事項に係る総合調整に関すること	●		
		○防災会議の庶務に関すること		●	
○防犯に関すること	●				

第4章 風水害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復旧
政策経営対策部 ◎政策経営部長 ○経営改革室長 ○デジタル戦略室長 ○広報担当部長	政策経営対策部事務局  企画政策課	○政策経営対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	【各班共通】	○避難施設の開設及び運営に関すること	●		
	【企画班】 班 長：企画政策課長 副班長：経営改革室課長  企画政策課 経営改革室	○災害対策本部からの指令に対する具現化の指示及び調整に関すること ・臨時ヘリポートの開設 ・公園緑地及び生産緑地等の避難広場、がれき・ごみの仮置場及び応急仮設住宅建設用地等としての利用に関する調整 ・遺体安置所の選定	●		
		○各種支援団体の受入れに関すること ・広域消防応援部隊の受入れ ・自衛隊派遣部隊の受入れ ・他自治体からの災害派遣職員の受入れ	●		
		○専門ボランティア（医療、東京都防災（語学）ボランティア及び応急危険度判定員等）の受入れに関すること	●		
		○災害復興本部に関すること ・復興方針及び復興計画の策定 ・復興対策の総合調整		●	
		○合同慰霊祭の運営に関すること			●
	【情報システム班】 班 長：デジタル戦略室課長  デジタル戦略室	○コンピュータシステムの保守及び復旧に関すること	●		
	【広報広聴班】 班 長：広報課長 副班長：広聴課長  広報課 広聴課 秘書課	○広報活動に関すること ・広報紙等による広報 ・町田市ホームページによる情報提供	●		
		○報道機関への情報提供（プレスリリース）及び調整に関すること	●		
		○本部長及び副本部長の秘書業務に関すること	●		
		○代表電話への問い合わせ対応に関すること	●		
○来庁者から総合案内への問い合わせ対応に関すること		●			
○被災者相談窓口の開設及び運営に関すること ・相談員の派遣 ・その他災害相談に関する調整			●		
○災害視察及び見舞者等への対応に関すること			●		
○災害支援等への対応に関すること	●				

第4章 風水害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復旧
総務対策部 ◎総務部長 ○議会事務局長 ○次長（労務担当）	総務対策部事務局  総務課	○総務対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	【各班共通】	○避難施設の開設及び運営に関すること	●		
	【災害統括応援班】 班 長：総務課長 副班長：法制課長  総務課 法制課	○災害統括班への応援に関すること	●		
	【情報統括班】 班 長：職員課長 副班長：工物品質課長  職員課 市政情報課 工物品質課 議会事務局	○職員の動員及び配備の把握に関すること	●		
		○災害対策従事職員等の給与、食事、宿泊、健康管理その他のバックアップ業務に関すること	●		
		○各対策部からの情報のとりまとめに関すること	●		
○被害情報の収集に関すること		●			
	○避難者・負傷者・死亡者等の情報の管理に関すること		●		

第4章 風水害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復旧
財務対策部 ◎財務部長 ○選挙管理委員会事務局長 ○監査事務局長 ○営繕担当部長 ○税務担当部長	財務対策部事務局 財政課	○財務対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	【各班共通】	○避難施設の開設及び運営に関すること	●		
	【財政班】 班 長：財政課長 財政課	○災害対策予算の調整及び編成に関すること ○災害救助法の適用申請及び報告資料の作成に関すること ○復興にむけての財政措置に関すること		●	
	【調達輸送班】 班 長：契約課長 副班長：監査事務局課長 選挙管理委員会事務局課長 契約課 選挙管理委員会事務局 監査事務局 市有財産活用課（車両管理係）	○災害対策に係る物資の調達に関すること	●		
		○備蓄物資及び調達物資の管理及び輸送に関すること	●		
		○応援物資を管理する産業班との調整に関すること	●		
		○車両の配車受付と配車指示に関すること	●		
		○車両その他輸送手段の確保及び緊急輸送の実施に関すること ・水（水タンク、給水バック）、食料及び生活必需品等の応援物資の輸送 ・遺体及び負傷者の搬送 等	●		
		○下水道総務・応急給水編成班との連携に関すること ・市民への応急給水 ・災害時給水ステーション（給水拠点）の開設及び運営	●		
	【市庁舎管理班】 班 長：市有財産活用課長 市有財産活用課	○諸室等を災害対応に使用するための調整	●		
		○町田市庁舎の点検及び応急復旧に関すること	●		
	【施設管理班】 班 長：営繕課長 営繕課	○市有施設等の点検及び応急復旧に関すること	●		
		○市有施設等の危険建築物及び危険区域の安全対策に関すること	●		
		○応急仮設住宅建設に係る住宅供給班との調整に関すること		●	
	【被害調査班】 班 長：市民税課長 副班長：資産税課長 納税課長 市民税課 資産税課 納税課	○町田市庁舎周辺の災害情報の収集及び連絡に関すること	●		
		○ターミナル駅周辺の避難誘導及び混乱防止に関すること	●		
		○帰宅困難者対策に関すること	●		
		○建物及び宅地の被害調査に関すること		●	
		○罹災台帳の作成及び罹災証明書の交付に関すること		●	
		○被災者等への税の減免等に関すること			●

第4章 風水害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復旧
市民対策部 ◎市民部長 ○市民協働推進担当部長 ○市民総務課長	市民対策部事務局 市民総務課	○市民対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	【生活支援班】 班 長：市民総務課長(兼務) 副班長：市民協働推進課長 市民総務課 市民協働推進課	○一般のボランティア及び NPO の受入れの協力に関すること	●		
		○集会施設の活用に関すること	●		
		○所管施設の一時滞在施設としての活用に関すること	●		
		○町内会・自治会組織との連絡調整に関すること	●		
		○風水害時における市民センター等への一時的な避難者の収容に関すること	●		
		○くらしの復興に関すること		●	
		○買占め、売惜しみ行為の自粛の啓発に関すること		●	
	【市民班】 班 長：市民課長 市民課	○消費生活に関する相談及び苦情処理に関すること		●	
		○風水害時における市民センター等への一時的な避難者の収容に関すること	●		
		○遺体の収容並びに検視検案所の開設及び運営に関すること ・火葬場の被害状況及び運営状況の調査に関すること	●		
		○死亡届出受理、埋火葬許可及び埋火葬に関すること		●	
		○身元不明遺骨等の生活環境班への引継ぎに関すること			●
		○所管施設の一時滞在施設としての活用に関すること	●		
		【市民センター班】 班 長：各市民センター長 忠生市民センター 鶴川市民センター 南市民センター なるせ駅前市民センター 堺市民センター 小山市民センター	○地域の情報拠点としての災害情報の収集及び連絡に関すること	●	
	○風水害時における市民センターへの一時的な避難者の収容に関すること		●		
	○消防団分団本部の開設に関すること		●		
	○所管施設の一時滞在施設としての活用に関すること		●		
○文化スポーツ振興対策部が実施する災害対策活動に係る取りまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整等	●				
文化スポーツ振興対策部 ◎文化スポーツ振興部長 ○文化振興課長	文化スポーツ振興対策部事務局 文化振興課	○所管施設の点検及び維持管理に関すること ・所管施設の美術資料の被害拡大防止に関すること ・文化財保護活動に関すること	●		
	【避難施設応援班】 班 長：文化振興課長(兼務) 副班長：スポーツ振興課長 文化振興課 スポーツ振興課 国際版画美術館	○所管施設の一時滞在施設としての活用に関すること	●		
		○避難施設の開設及び運営に関すること	●		
		○国際交流関係団体との連絡調整に関すること	●		
		○所管施設の活用に関すること ・応援隊の受け入れ施設としての活用		●	
		○外国人被災者の対応に関すること ・外国人被災者への情報提供 ・東京都防災（語学）ボランティアの受入れ、市内各所への派遣、及び国際交流団体との連絡調整	●	●	

第4章 風水害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復旧
福祉対策部 ◎地域福祉部長 ○福祉総務課長	福祉対策部事務局 福祉総務課	○福祉対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	【福祉班】 班 長：福祉総務課長(兼務) 副班長：生活援護課長 福祉総務課 指導監査課 生活援護課 障がい福祉課	○避難施設の開設及び運営に関すること	●		
		○要配慮者の救援及び避難誘導に関すること	●		
		○二次避難施設（障がい者施設）の統括に関すること	●	●	
		○二次避難施設の開設、運営に関すること	●	●	
		○ボランティアに関すること ・都ボランティアセンター、赤十字及び個人ボランティアとの連携・調整 ・町田市社会福祉協議会へ町田市災害ボランティアセンターの設置・運営の要請 ・町田市災害ボランティアセンターとの連携・調整	●	●	
		○被災者の生活支援に関すること		●	
		○義援金の募集及び受付並びに配分計画の立案及び配布に関すること		●	
		○くらしの復興に関すること		●	●
	○支援金、弔慰金等の支給・貸付に関すること		●	●	

第4章 風水害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期			
			初動	応急	復旧	
健康対策部 ◎いきいき生活部長 ○保健所長 ○いきいき総務課長 ○保健総務課長	健康対策部事務局	○健康対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関する事 ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●			
	いきいき総務課 保健総務課					
	【各班共通】	○避難施設の開設及び運営に関する事	●			
	【救護統括班】 班 長：保健総務課長(兼務) 副班長：保険年金課長 健康推進課長	保健総務課 保険年金課 健康推進課	○医師会、歯科医師会、薬剤師会等医療関係団体または医療機関との連携及び調整に関する事	●		
			○市災害医療コーディネーターとの連携及び調整に関する事	●		
			○保健医療調整本部の設置及び連絡調整に関する事	●		
			○病院対策部との連絡調整に関する事	●		
			○応急医療救護に関する事	●		
			○救護所の設置及び管理に関する事	●		
			○医療機関等の情報収集に関する事	●		
			○医療器材、薬品等の備蓄及び調達に関する事	●		
			○専門職の受援に関する事	●		
			○医療救護に関する応援の要請に関する事	●		
			○負傷者等の搬送の調整に関する事	●		
			○毒物・劇物を保管する事業所の対応及び状況把握に関する事	●	●	
	【保健班】 班 長：保健予防課長	保健予防課	○被災者の健康管理（感染予防、精神保健医療及びエコノミークラス症候群対策等）	●		
			○妊産婦への対応に関する事	●		
			○要配慮者の特殊医療（人工透析等）の相談・支援に関する事	●		
			○感染症の予防及び拡大防止、防疫活動に関する事		●	
	【衛生班】 班 長：生活衛生課長	生活衛生課	○くらしの復興に関する事		●	
			○獣医師会、支援ボランティアとの連携調整に関する事	●		
			○食品の安全確保に関する事		●	
			○飲料水の安全等環境衛生の確保に関する事		●	
			○避難施設での動物救護対策に関する事		●	
			○被災動物の保護に関する事		●	
	【高齢者福祉班】 班 長：いきいき総務課長(兼務) 副班長：高齢者支援課長 介護保険課長	いきいき総務課 高齢者支援課 介護保険課	○防疫活動に関する事		●	
			○要配慮者の救援及び避難誘導に関する事	●		
			○二次避難施設の開設及び運営に関する事	●	●	
○被災高齢者の生活支援に関する事				●		
○高齢者福祉団体との連絡調整に関する事				●		
		○福祉班への応援に関する事		●		

第4章 風水害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期				
			初動	応急	復旧		
子ども生活対策部 ◎子ども生活部長 ○子ども総務課長	子ども生活対策部事務局  子ども総務課	○子ども生活対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●				
		○保育に係る総合調整に関すること ○乳幼児及び児童の救助救援及び保護に関すること ○各保育施設及び幼稚園等との連絡調整に関すること ○緊急保育に関すること ○乳幼児及び児童に係る相談に関すること ○所管施設の一時滞在施設としての活用に関すること	●				
	【子ども生活班】 班 長：子ども総務課長(兼務) 副班長：児童青少年課長 保育・幼稚園課長 子育て推進課長  子ども総務課 児童青少年課 保育・幼稚園課 子育て推進課 子ども家庭支援センター 子ども発達支援課	○保育の再開に関すること		●			
		○応急保育に関すること		●			
		○くらしの復興に関すること		●			
		○所管施設の点検、維持管理及び活用に関すること		●			
		○避難施設の開設及び運営に関すること	●				
		経済観光対策部事務局  産業政策課	○経済観光対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●			
			○所管施設の一時滞在施設としての活用に関すること	●			
			【産業班】 班 長：産業政策課長 副班長：農業振興課長  産業政策課 観光まちづくり課 農業振興課 農業委員会事務局	○商工農業関係被害の調査に関すること	●		
				○商店等の早期営業再開に関すること		●	
		○物資集積所の開設及び運営に関すること		●	●		
	○備蓄物資及び調達物資を管理する調達輸送班との調整に関すること	●					
	○避難施設の開設及び運営に関すること	●					
○産業復興に関すること				●			
○商工農業関係の融資等に関すること ・商工会議所及び農協等関係団体との連絡調整				●			

第4章 風水害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復旧
環境資源対策部 ◎環境資源部長 ○循環型施設担当部長	環境資源対策部事務局 環境政策課	○環境資源対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関する事 ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	【各班共通】	○避難施設の開設及び運営に関する事	●		
	【清掃総務班】 班 長：環境政策課長 副班長：循環型施設整備課長 環境政策課 循環型施設整備課	○災害廃棄物の収集及び処理に係る総合調整に関する事 ・災害廃棄物の収集及び処理計画の作成 ・収集及び焼却の応援要請 等	●		
	【生活環境班】 班 長：環境共生課長 副班長：環境共生課担当課長 環境共生課	○有害化学物質を保管する事業所の状況把握に関する事 ○身元不明遺骨及び遺留金品等の市民班からの引継ぎに関する事	●		●
	【清掃工場支部】 支部長：循環型施設管理課長 副支部長：ごみ収集課長	○清掃工場支部が実施する災害対策活動に係る取りまとめに関する事 ・環境資源対策部事務局との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達	●		
		○災害廃棄物の収集及び処理に関する事 ・災害廃棄物、生活ごみの収集及び処理計画の立案 ・収集及び焼却の応援要請依頼等	●		
	【資源循環班】 班 長：循環型施設管理課長 副班長：循環型施設管理課担当課長 循環型施設管理課 環境政策課	○清掃施設の点検に関する事	●		
		○清掃施設の応急復旧に関する事 ○災害廃棄物の処理に関する事	●		●
	【清掃収集班】 班 長：ごみ収集課長 副班長：ごみ収集課担当課長 ごみ収集課	○道路班の道路啓開への応援に関する事	●		
		○調達輸送班への応援（車両の運転等）に関する事	●		
○災害廃棄物の収集に関する事 ○へい死動物の収容に関する事			●	●	
道路対策部 ◎道路部長 ○道路政策課長	道路対策部事務局 道路政策課	○道路対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関する事 ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	【道路班】 班 長：道路管理課長 副班長：道路整備課長 道路維持課長 道路整備課 道路管理課 道路維持課	○道路啓開に関する事	●		
		○道路通行不能時の誘導協力に関する事	●		
		○道路及び橋梁等の応急点検に関する事	●		
		○道路施設等の水防活動及び他の水防活動への支援に関する事	●		
		○重機及び資機材を使った災害活動への応援に関する事	●		
		○道路及び橋梁等の応急復旧に関する事		●	
		○下水道対策部が実施する下水道施設及び水路の応急復旧活動への応援に関する事		●	
		○応急対策用資機材の調達に関する事		●	
		○道路啓開に支障となるがれきその他の障害物の除去に関する事		●	
		○建設業団体等との連絡調整に関する事		●	
	○都市復興に関する事 ○道路施設の本復旧に関する事		●	●	

第4章 風水害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期			
			初動	応急	復旧	
都市づくり対策部 ◎都市づくり部長 ○都市整備担当部長	都市づくり対策部事務局 都市政策課	○都市づくり対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●			
		○民間住宅等の応急危険度判定実施本部の設置及び判定実施計画の立案に関すること	●			
	【住宅都市復興班】 班 長：都市政策課長 副班長：建築開発審査課長 都市政策課 土地利用調整課 交通事業推進課 地区街づくり課 建築開発審査課	○斜面災害に関すること ・調査及び危険区域等の安全確保	●			
		○民間住宅等の応急危険度判定の実施に関すること ・応急危険度判定員の招集及び班分け ・民間住宅等の危険建築物及び危険区域等の安全対策		●		
		○被災宅地の危険度判定に関すること		●		
		○住宅の新築または改築及び宅地改修等の相談に関すること		●		
		○都市復興に関すること		●	●	
		【住宅供給班】 班 長：住宅課長 住宅課	○市営住宅の応急復旧に関すること	●		
			○応急仮設住宅建設用地の確保及び建設に関すること		●	
	○市営住宅その他住宅供給に関すること			●		
	○住宅復興に関すること			●		
	【公園管理班】 班 長：公園緑地課長 公園緑地課	○公園緑地等の災害対応に関すること	●			
		○道路班への応援に関すること	●			
		○公園緑地等の利用に関すること ・避難広場、がれき・ごみの仮置場 及び応急仮設住宅建設地 等	●			
		○重機及び資機材を使った災害活動への応援に関すること	●			
○避難施設の開設及び運営に関すること		●				
下水道対策部 ◎下水道部長 ○下水道経営総務課長	下水道対策部事務局 下水道経営総務課	○下水道対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●			
		○下水道施設及び河川・水路の水防活動に関すること	●			
	【下水道総務・応急給水編成班】 班 長：下水道経営総務課長 (兼務) 下水道経営総務課	○下水道施設及び水路の応急復旧計画に関すること		●		
		○都市復興に関すること		●		
		○下水道施設等への悪質汚水流出（水質事故）に関する情報収集及び関係機関への連絡に関すること		●		
		○災害時給水ステーション（給水拠点）の開設調整及び避難施設・応急給水応援班の編成に関すること	●			
		○広報広聴班、調達輸送班、避難施設・応急給水応援班との連絡調整に関すること	●			
		○都流域下水道本部との災害時支援に関する連絡調整に関すること	●			
		○開設された拠点からの情報収集及び各種対応の調整に関すること		●		
	【下水道応急復旧班】 班 長：下水道管理課長 副班長：下水道整備課長 下水道管理課 下水道整備課	○下水道施設及び河川・水路の水防活動に関すること	●			
		○下水道施設及び水路の点検及び被害状況調査に関すること	●			
		○し尿の緊急収集及び運搬に関すること	●			
		○下水道施設及び水路の応急復旧に関すること		●		
		○仮設トイレの設置及び管理に関すること		●		
	【下水処理場班】 班 長：水再生センター所長 水再生センター	○下水処理施設の点検に関すること	●			
○下水処理施設の応急復旧に関すること			●			

第4章 風水害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復旧
出納対策部 ◎会計管理者 ○会計課長	出納対策部事務局 会計課	○出納対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	【会計班】 班 長：会計課長（兼務） 会計課	○災害対策に必要な金銭の出納及び保管に関すること	●		
		○避難施設の開設及び運営の協力に関すること	●		
		○指定金融機関との調整に関すること		●	
		○災害対策に係る決算に関すること		●	
		○市内の金融機関の情報収集に関すること		●	
学校教育対策部 ◎学校教育部長 ○教育総務課長	学校教育対策部事務局 教育総務課	○学校教育対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	【学校教育班】 班 長：教育総務課長（兼務） 副班長：施設課長 学務課長 教育総務課 新たな学校づくり推進課 施設課 学務課 保健給食課 指導課 教育センター	○児童及び生徒の避難及び救護に関すること	●		
		○児童及び生徒の安否確認に関すること	●		
		○避難施設の開設及び運営に関すること	●		
		○避難施設に関すること ・開設及び運営に係る、避難施設開設・運営担当対策部との調整に関すること ・市立小中学校との調整に関すること	●		
		○学校施設の応急復旧に関すること		●	
		○応急教育の実施及び学校教育の再開に関すること ・被災児童及び生徒への学用品の供与 ・学校教育体制の再建 等		●	
		○被災学校施設の復興に関すること			●
生涯学習対策部 ◎生涯学習部長 ○生涯学習総務課長	生涯学習対策部事務局 生涯学習総務課	○生涯学習対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	【避難施設・応急給水応援班】 班 長：生涯学習総務課長（兼務） 副班長：図書館長 生涯学習総務課 図書館 生涯学習センター	○所管施設の点検及び維持管理に関すること	●		
		○避難施設の開設及び運営に関すること	●		
		○災害時給水ステーション（給水拠点）の開設及び運営に関すること ・都水道局により開設された浄水所、給水所等の災害時給水ステーションでの応急給水の実施 ・応急給水槽における応急給水の実施 ・臨時応急給水所における応急給水の実施	●		
		○所管施設の一時的滞り施設としての活用に関すること	●		

第4章 風水害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復旧
病院対策部 ◎市民病院事務部長 ○市民病院事務部総務課長	病院対策部事務局 総務課	○病院対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
		○災害時災害拠点病院としての体制確保に関すること	●		
	【病院管理班】 班 長：総務課長(兼務) 副班長：施設用度課長  総務課 施設用度課 経営企画室 医事課	○病院施設の点検、管理及び復旧に関すること	●		
		○救急告示医療機関及び他の医療機関等との連携に関すること	●		
		○救護統括班との連絡調整に関すること	●		
		○医療器材、薬品等の備蓄及び調達に関すること	●		
		○応急医療への応援に関すること	●		
		○被災患者の健康管理に関すること		●	
		○入院患者の避難、救護及び安全確保に関すること	●		
	【病院医療班】 班 長：統括部長 副班長：看護部長  診療部門 看護部門	○災害時、災害拠点病院としての活動に関すること	●		
		○応急医療救護に関すること	●		
		○妊産婦の保護に関すること	●		
		○感染症への対応に関すること	●		
		○トリアージ（START、PAT）の実施	●		
		○医療救護及び助産に関すること		●	
		○救急告示医療機関及び他の医療機関等との連携に関すること	●		
	町田市消防団 ◎消防団長	○消火活動及び水防活動に関すること	●		
		○その他、市の行う災害対策活動等への協力に関すること ・災害情報の収集及び伝達 ・負傷者等の救助及び救出 ・行方不明者及び遺体の捜索 ・避難広報及び避難誘導 等	●		
○消防署等との連携に関すること		●			
○他自治体等の消防団との連携に関すること		●			
○消防団等との連携に関すること		●			
町田市立小中学校 ◎教育長	○児童及び生徒の避難及び救護に関すること	●			
	○児童及び生徒の引渡しまでの保護に関すること	●			
	○学校施設の点検に関すること	●			
	○児童及び生徒の安否確認に関すること	●			
	○避難施設の開設への協力に関すること	●			
	○応急教育の実施に関すること		●		
	○避難施設運営にあたっての施設利用の協力に関すること		●		
	○学校施設の応急復旧に関すること		●		
○被災学校施設の復興に関すること			●		

第4章 風水害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

4 本部会議の開催

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催する。副本部長及び本部員は、直ちに本部に参集する。本部会議の報告、協議事項は、その都度災害の状況に応じて、本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

開催予定場所	町田市庁舎3階災害対策本部室とする。ただし、町田市庁舎の被災により災害対策本部が町田市庁舎に設置できない場合は、災害対策本部を設置する施設において本部会議を開催する。
主な報告事項	① 各対策部の配備態勢 ② 緊急措置事項
主な協議事項	① 被害状況の把握 ② 応急対策に関すること ③ 本部の配備態勢の切替え及び廃止に関すること ④ 自衛隊、東京都、他市町村及び公共機関への応援の要請に関すること ⑤ 避難の指示、警戒区域の指定に関すること ⑥ 災害救助法の適用に関すること ⑦ 激甚災害の指定に関すること ⑧ 市民に対する緊急声明の発表に関すること ⑨ 応急対策に要する予算及び資金に関すること ⑩ 国、都等への要望及び陳情等に関すること ⑪ その他災害対策の重要事項に関すること

## 第4 防災関係機関の活動体制（各防災関係機関）

### 1 責務

風水害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、市及び都が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

### 2 活動体制

指定地方行政機関等は上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。

## 第5 公共空間の使用調整（災害統括班）

### 1 使用調整の趣旨

風水害が発生したとき、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースや航空機の使用について、必要に応じて都災害対策本部で総合的に調整される。

### 2 オープンスペースの使用調整

市は、オープンスペースの利用要望を都災害対策本部に提出する。都災害対策本部は、オープンスペース使用調整会議において、市の利用要望と、都各局、自衛隊、他県等の警察・消防の応援部隊の使用見込との調整を行う。オープンスペースを使用する機関は、使用状況を定期的に都災害対策本部へ報告する。

## 第6 緊急時の支払対応（各対策部各班）

非常災害により市庁舎・指定金融機関等が被災し、支払いに要する公金の準備が困難である状況で、緊急に現金での支払いが必要とされる場合、所属長等の承諾により現場の職員等が現金で支払い、後日の事務処理により職員に弁償することが可能である。

## 第2節 情報の収集・伝達

概要	<p>災害の発生が事前に予想される場合、災害の防止・軽減に必要な情報を積極的に収集し、これらの情報をもとに、防災関係機関や市民等と協力して防災対策にあたることが望まれる。</p> <p>また、災害の発生を事前に予測し得ない、突発的な災害に対しても、市は、被害の有無・状況等をできる限り早期に把握するとともに、今後予想される事象等を整理し、必要な情報については、防災関係機関や市民等と共有しながら、応急対策活動を進めなければならない。</p> <p>本節では、上記のような観点から「情報連絡体制」、「災害予警報等の収集・伝達」、「市民等からの通報の受理・伝達」、「被害情報の報告」の手順等について定める。</p>
----	---

項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
情報連絡体制	第1 情報連絡体制	●	●	●	●	災害統括班、各防災関係機関
災害予警報等の収集・伝達	第2 災害に関する予警報及び観測情報等の収集	●	●	●	●	災害統括班、各防災関係機関
市民等からの通報の受理・伝達	第3 異常現象に関する情報の収集	●	●	●	●	災害統括班
被害情報の報告	第4 被害状況等の報告体制	●	●	●	●	災害統括班、情報統括班、各対策部各班、各防災関係機関

### 情報連絡体制

#### 第1 情報連絡体制（災害統括班、各防災関係機関）

市域に関係する気象注意報・警報等の情報を受け、災害の発生が事前に予想される場合、市は、直ちに電話、FAX、防災行政無線等の通信機器の緊急点検を行い、通信機器の利用に支障がある場合には応急復旧等の措置を講じて、庁内の連絡及び都、消防、警察、ライフラインその他の防災関係機関との情報連絡体制を確立する。

活動の詳細については、「第3章 地震災害応急対策 第2節 災害情報の収集・整理及び報告 第1 情報連絡体制の確立」に準じて対応するものとする。

災害予警報等の収集・伝達

第2 災害に関する予警報及び観測情報等の収集（災害統括班、各防災関係機関）

災害統括班（防災安全部）及び各防災関係機関は、市に關係する気象注意報・警報等及び気象に關する情報を受けたときは、遅滞なく關係する各部・班及び關係機関にその情報を伝達する。また、気象注意報・警報等は、各防災関係機関にも伝達されるが、活動の連携を図るために特に必要と認めるときは、各防災関係機関に対し、気象注意報・警報等を伝達する。

1 気象注意報・警報等

(1) 気象注意報・警報等の種類と発表基準

気象注意報は、災害の起こるおそれがある旨を注意喚起するために発表され、気象警報は、重大な災害が起こるおそれがある旨を警告するために発表される。また、特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表し、最大限の警戒を呼びかける。特別警報について、都、国（総務省消防庁）から通知を受けた時または自ら知ったときは、直ちに市民及び防災関係機関に周知させる措置をとる。

注 意 報	強風、大雨、洪水、その他
警 報	暴風、大雨、洪水、その他
特別警報	暴風、大雨、その他

※洪水警報は指定河川洪水予報があるので特別警報の対象とならない

また、気象庁は、警報級の現象が5日先までに予想されているときには、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として〔高〕〔中〕の2段階で発表する。警報級の現象は、ひとたび発生すると命に危険が及ぶなど社会的影響が大きいので、可能性が高いことを表す〔高〕だけでなく、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す〔中〕も発表する。

(2) 予報区分

本市に關係する注意報・警報等には次のものがあり、町田市の気象予報区の気象注意報・警報等として発表される。



※資料編 参照

第4章 風水害応急対策  
第2節 情報の収集・伝達

■気象注意報・警報等の種類・発表基準（2023年（令和5年）令和5年6月8日 現在）

町田市	府県予報区	東京都		
	一次細区分	東京地方		
	市町村等をまとめた地域	多摩南部		
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準*1	19
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準*2	144
	洪水	流域雨量指数基準*3	境川流域=19.1, 恩田川流域=11.4, 鶴見川流域=12.1, 真光寺川流域=6.2, 麻生川流域=10.1	
		複合基準*4	境川流域=（9, 18.9）, 鶴見川流域=（9, 11.6）, 真光寺川流域=（15, 4.8）	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	25m/s	
	暴風雪	平均風速	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	注意報	大雨	表面雨量指数基準	12
土壌雨量指数基準			103	
洪水		流域雨量指数基準	境川流域=15.2, 恩田川流域=9.1, 鶴見川流域=9.6, 真光寺川流域=4.8, 麻生川流域=8	
		複合基準*4	境川流域=（6, 15.2）, 恩田川流域=（6, 9.1）, 鶴見川流域=（6, 9.6）, 真光寺川流域=（10, 3.7）	
		指定河川洪水予報による基準	—	
強風		平均風速	13m/s	
風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う	
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
波浪		有義波高		
高潮		潮位		
雷		落雷等により被害が予想される場合		
融雪				
濃霧		視程	100m	
乾燥		最小湿度25%で実効湿度50%		
なだれ				
低温		夏期（平均気温）：平年より5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき 冬期（最低気温）：-7℃以下、多摩西部は-9℃以下		
霜		晩霜期 最低気温2℃以下		
着水・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

- \*1 表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、数値化している。
- \*2 土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量も含め、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、数値化している。
- \*3 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を数値化している。
- \*4 複合基準：（表面雨量指数, 流域雨量指数）の組み合わせによる基準値

■気象等の特別警報の発表基準（2023年（令和5年）10月1日現在）

大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(3) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市区町村長が防災活動や住民等への避難の指示等の災害応急対応を適切に行えるよう支援するため、国土交通省水管理・国土保全局と気象庁が連携して判断基準となる土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法を策定した。

都は、これに基づき、下記のとおり発表基準を作成し、市区町村を特定して都と気象庁が共同で発表し、情報伝達を行う。

① 土砂災害警戒情報の目的

- 東京都と気象庁が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市区町村長が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市区町村ごとに発表する。

② 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

- 市区町村や住民等に必要な防災情報を効果的に提供し、迅速かつ適切な防災対応を支援していくために、災害対策基本法に基づき大雨警報に伴って都が市区町村等へ通知する「予想される土砂災害等の事態とこれに対してとるべき措置」と、気象庁が行う大雨警報が発表されている際の土砂災害のおそれについての解説とを1つに統合した情報として、都と気象庁が共同して作成・発表する情報である。

③ 土砂災害警戒情報の特徴及び利用にあたっての留意事項

- 大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。
- 発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊・山体崩壊、地すべり等は発表対象とするものではないことに留意する。

④ 土砂災害警戒情報の発表基準

- 都と気象庁は共同して、発表のタイミング、発表頻度等を検討し、利用者の意向を考慮の上、情報の警戒基準・警戒解除基準を作成・決定し、これを用いて情報の発表を行う。

⑤ 土砂災害警戒情報の伝達

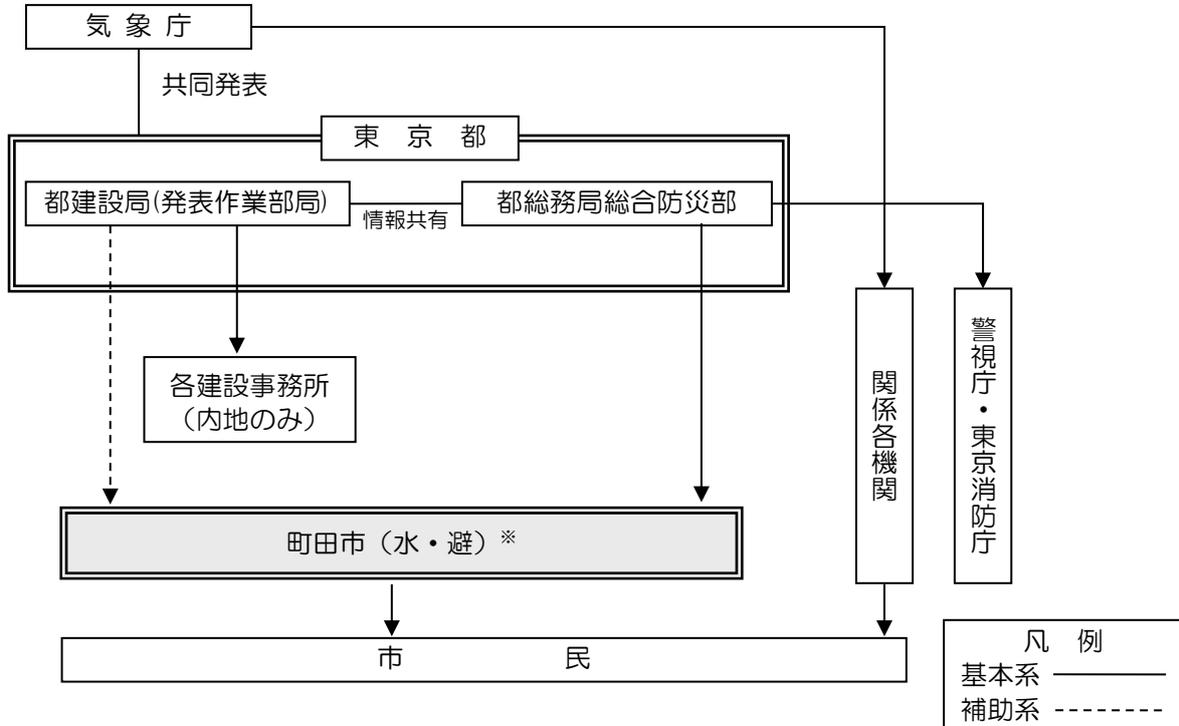
- 気象庁は、専用通信施設等により、都総合防災部等関係機関、日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝達する。
- 都は、市区町村及び各支庁・建設事務所へ、防災FAX及び東京都災害情報システム（DIS）を利用し伝達する。

第4章 風水害応急対策  
 第2節 情報の収集・伝達

⑥ 市の対応

- 土砂災害警戒情報を受けた場合は、ただちに土砂災害の危険性のある地域に居住する住民に、防災行政無線等により伝達し、警戒体制をとる。

<土砂災害警戒情報の伝達系統図>



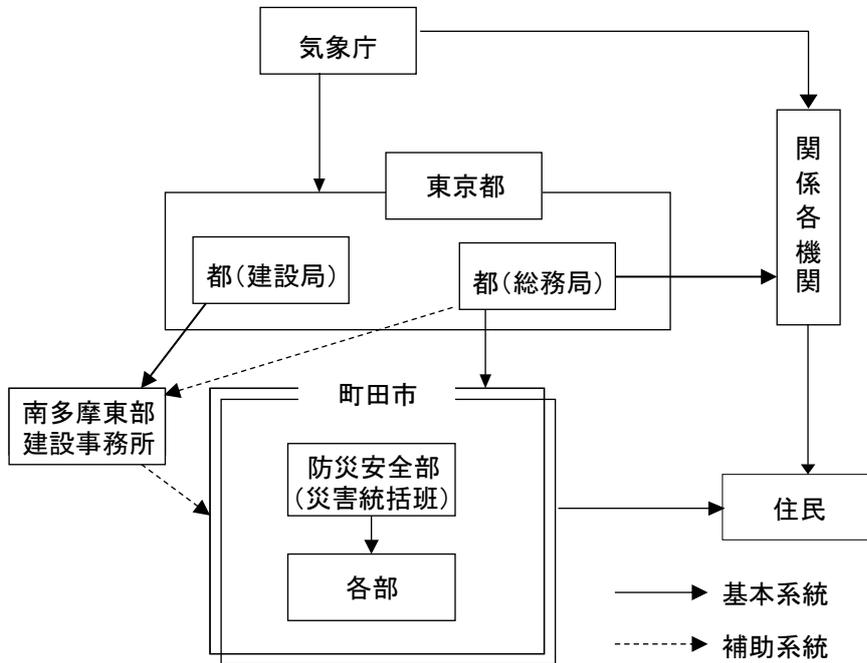
※水…水防担当部署 / 避…避難情報発令担当部署

(出典：東京都水防計画に加筆・修正)

(4) 気象情報の伝達経路

気象庁が発表する気象情報等は、次の伝達経路で伝達される。

<気象情報伝達系統図>



(出典：東京都水防計画に加筆・修正)

2 雨量、水位の観測情報及び予測情報

災害統括班は、気象等の状況から被害の発生が予想される場合、各関係機関と連絡をとり、情報を交換する。また、管内の雨量、水位等の情報の把握に努める。

(1) 雨量情報の収集

国土交通省	： 河川情報センター
気象庁	： 都総務局（東京都防災行政無線防災FAX等）

(2) 水位情報の収集

① 待機態勢～警戒態勢

防災安全部は、待機態勢～警戒態勢時には、市内を流れる各河川の水位情報を収集する。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水防警報が発せられたとき</li> <li>○ その他状況により、必要と判断されるとき</li> </ul> |
|---|

※ 資料編 参照

② 災害対策本部が設置された場合

災害統括班は、市内を流れる各河川の水位情報を収集し、情報統括班に集約する。また、道路対策部及び下水道対策部は、パトロール等で得られた河川の水位状況等を、情報統括班に報告する。

第4章 風水害応急対策  
第2節 情報の収集・伝達

(3) 気象情報端末等からの情報収集

災害統括班（防災安全部）は、気象注意報・警報等の発表を覚知したときは、次の気象情報端末や、テレビ・ラジオ及びインターネットから関連する情報を自ら収集し、必要に応じて、各部・班及び防災関係機関に情報を提供する。

■市が保有する気象情報端末等

名称	設置場所	情報内容
東京都災害情報システム（DIS）	町田市庁舎3階 防災安全部	実況雨量、雨量履歴、現況河川水位、河川水位の変動状況、その他
防災業務支援情報	町田市庁舎3階 防災安全部	民間気象事業者からFAXで警報情報等が伝達される。

3 洪水予報

洪水予報は、河川の増水や氾濫などに対する水防活動及び一般住民等への周知のため、あらかじめ指定した河川について、気象庁と国土交通省または都道府県が共同で発表する。

洪水予報の標題には、氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報の4つがあり、河川名を付して「〇〇川氾濫注意情報」「△△川氾濫警戒情報」のように発表される。氾濫注意情報が洪水注意報に、氾濫警戒情報、氾濫危険情報及び氾濫発生情報が洪水警報に相当する。

#### 4 水防警報及び水位周知

##### (1) 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように、待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されたとき。 (参考：水防団待機水位（次頁表中）)
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位（指定水位）に達し、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。または、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水・漏水・堤防斜面の崩れや亀裂その他河川状況より警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報が発表されたり、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越えて災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により、必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

(出典：東京都水防計画)

##### (2) 水位周知の種類と発表基準

###### ■都管理河川

種類	発表基準
〇〇川氾濫危険情報	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき
解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水の恐れがなくなったとき

###### ■県管理河川

種類	発表基準
〇〇川氾濫警戒情報	基準地点の水位が、避難判断水位に到達したとき
〇〇川氾濫危険情報	基準地点の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき

第4章 風水害応急対策  
第2節 情報の収集・伝達

(3) 水防警報河川及び水位周知河川

水防警報河川とは、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水または高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定する河川、湖沼、海岸（ただし、国土交通大臣が指定したものを除く）であり、洪水のおそれのあるとき、水防警報を発表し、水防管理団体・消防機関に対して水防活動を行うための水防警報を発表することが定められている（水防法第16条）。市域を流れる河川では、鶴見川、恩田川、真光寺川、境川の4河川が水防警報河川に指定されている。

水位周知河川とは、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水予報河川以外で洪水により国民経済上重大な損害または相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定する河川である（水防法第13条）。都においては上記4河川を含む9河川を指定している。水位周知河川には、氾濫注意水位を越える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位として、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）及び避難判断水位を定め、当該河川の水位が避難判断水位に達したときは、氾濫警戒情報を、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは氾濫危険情報として、その旨を水防管理者に通知するとともに、これを一般に周知させなければならない。

都知事及び神奈川県知事が指定する水防警報河川及び水位周知河川の指定区間及び基準水位観測所は、次のとおりである。

■都知事が行う河川

河川名	水防警報及び水位周知河川の指定区間		基準点 (水位観測所)	水位（基準：A.P.*）				担当事務所
				水防警報		氾濫危険情報 氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	氾濫発生水位	
				水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)			
鶴見川	左岸	自 町田市野津田町（丸山橋） 至 町田市三輪町（神奈川県境）	下川戸橋 (大蔵町)	35.96m	37.38m	37.88m	38.68m	南東建*
	右岸	自 町田市野津田町（丸山橋） 至 町田市三輪町（神奈川県境）						
恩田川	左岸	自 町田市本町田（上流端） 至 町田市成瀬6丁目（神奈川県境）	高瀬橋 (西成瀬)	47.16m	47.56m	47.96m	48.56m	//
	右岸	自 町田市本町田（上流端） 至 町田市南成瀬8丁目（神奈川県境）						
真光寺川	左岸	自 町田市広袴3丁目（上流端） 至 町田市能ヶ谷3丁目（神奈川県境）	矢崎橋 (能ヶ谷)	32.37m	32.87m	33.17m	33.77m	//
	右岸	自 町田市広袴3丁目（上流端） 至 町田市能ヶ谷3丁目（神奈川県境）						
境川	左岸	自 町田市根岸1丁目（根岸橋） 至 町田市原町田1丁目（境橋）	根岸橋 (根岸)	95.23m	95.93m	96.73m	97.53m	//
	左岸	自 町田市原町田1丁目（境橋） 至 町田市鶴間（神奈川県境）	境橋 (原町田)	75.72m	76.42m	77.22m	78.02m	//

(出典：東京都水防計画に加筆・修正)

※ A.P.とは、荒川河口にある基準点からの標高を示す。

※ 南東建：南多摩東部建設事務所

■神奈川県知事が行う河川

河川名	基準水位 観測所名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)	発報者	受報者	量水標 管理者 (ルメ-ク)	区 域	
									自	至
		単位：m								
鶴見川	岡上橋	1.10	2.70	2.80	3.70	川崎治水センター	川崎市	神奈川県 県土整備局	東京都界から (東京都区間を 除く)	高速道路下 流端まで
麻生川	新三輪橋	1.20	2.60	2.60	3.15	川崎治水センター	川崎市	神奈川県 県土整備局	川崎市麻生区 上麻生の大谷 戸橋から	鶴見川合流 点まで
真光寺川	矢崎橋	2.36	2.86	2.86	3.16	川崎治水センター	川崎市	東京都	東京都界から	鶴見川合流 点まで
境川	幸延寺橋	1.30	2.00	2.00	2.80	津久井治水センター	町田市 相模原市	神奈川県 県土整備局	左岸 横浜 市瀬谷区五 貫目町、 右岸 相模 原市緑区川 尻 東京都 界から	海まで
	高橋	1.10	1.80	2.20	2.80	津久井治水センター	町田市 相模原市			
	昭和橋	1.50	2.00	2.00	2.80	津久井治水センター	町田市 相模原市			
	風戸橋	0.60	0.90	0.90	1.30	津久井治水センター	相模原市 町田市			

(出典：神奈川県水防計画に加筆・修正)

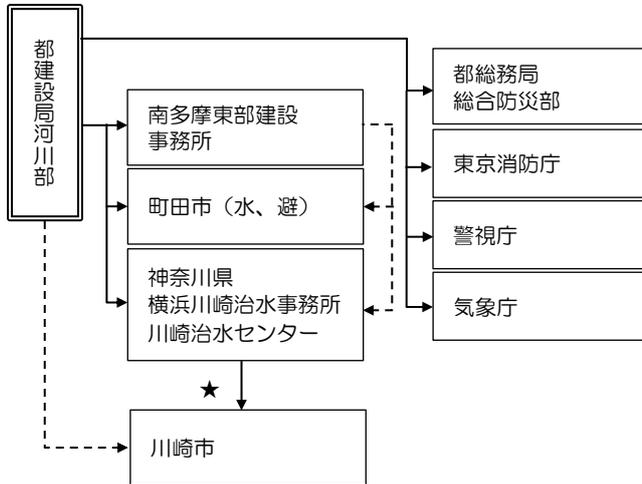
第4章 風水害応急対策  
第2節 情報の収集・伝達

(4) 水防警報及び氾濫危険情報等伝達系統図（以下、出典：東京都水防計画に加筆・修正）

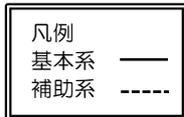
※ 町田市：水…水防担当部署 / 避…避難情報発令担当部署

■水防警報（都管理河川）

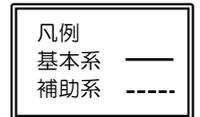
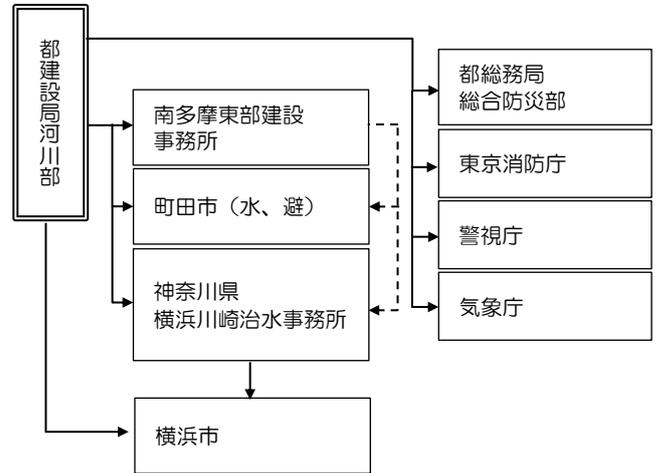
・鶴見川（下川戸橋）、真光寺川（矢崎橋）



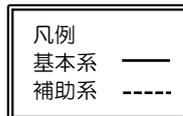
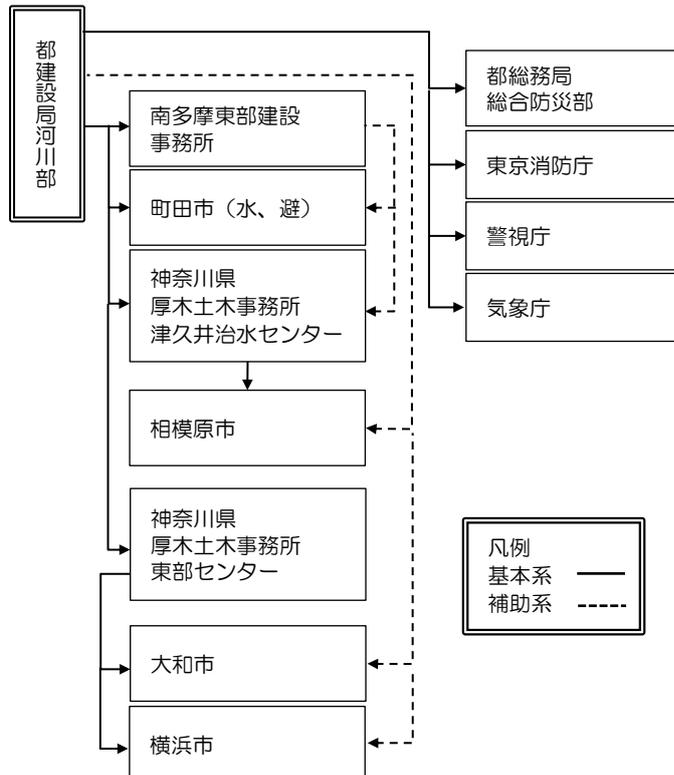
★川崎市への伝達は鶴見川（下川戸橋）の場合のみ



・恩田川（高瀬橋）

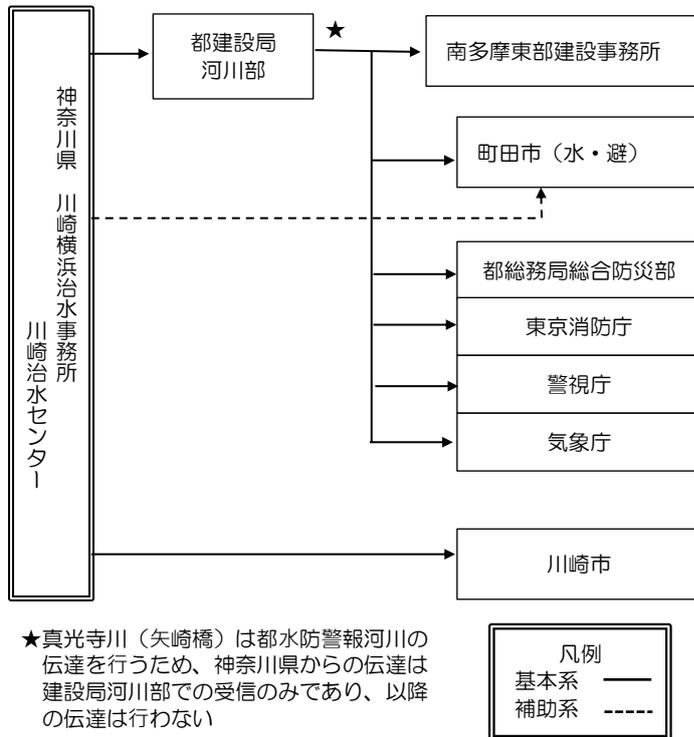


・境川（根岸橋、境橋）

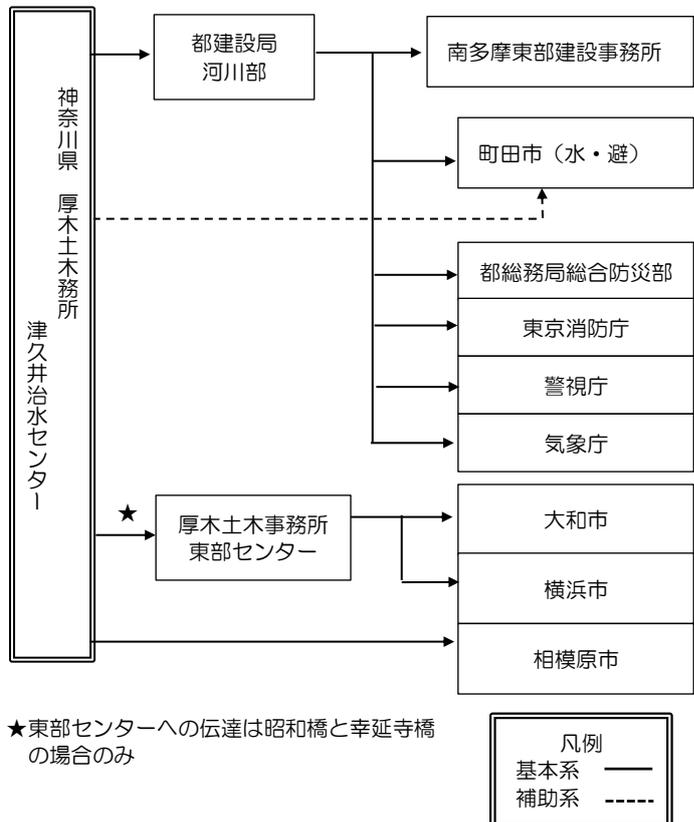


■水防警報（神奈川県管理河川）

・鶴見川（岡上橋）・麻生川（新三輪橋）・真光寺川（矢崎橋）

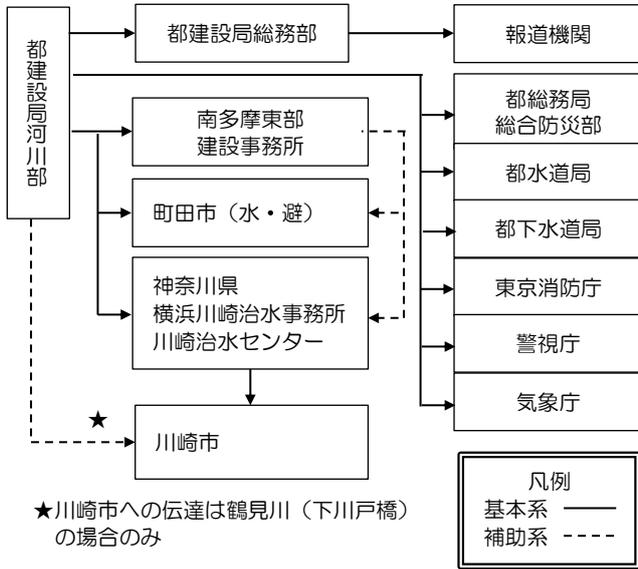


・境川（風戸橋・昭和橋・高橋・幸延寺橋）

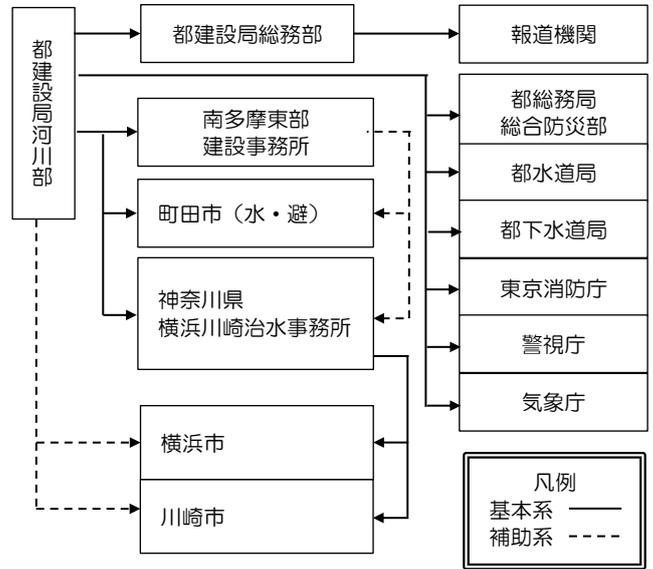


■ 氾濫危険情報等の水位周知（都管理河川）

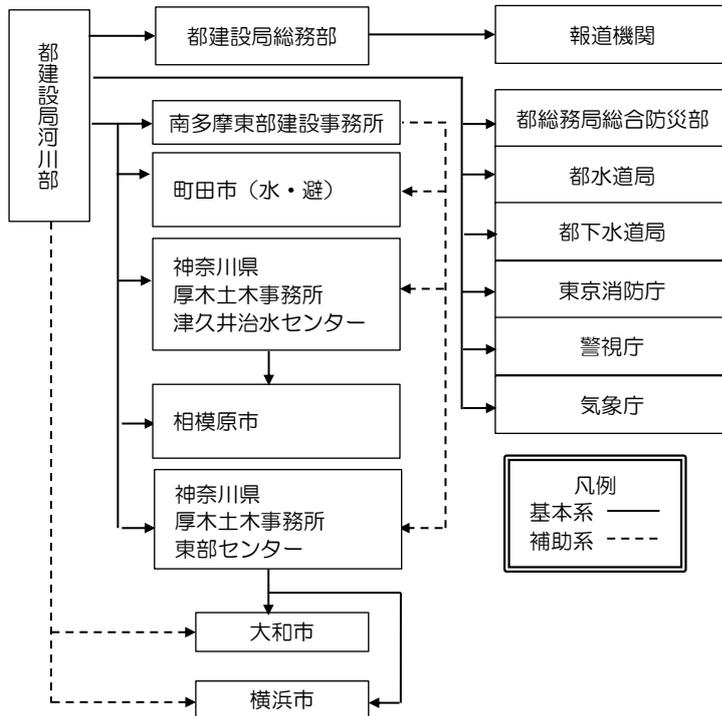
・ 鶴見川（下川戸橋）・真光寺川（矢崎橋）



・ 恩田川（高瀬橋）

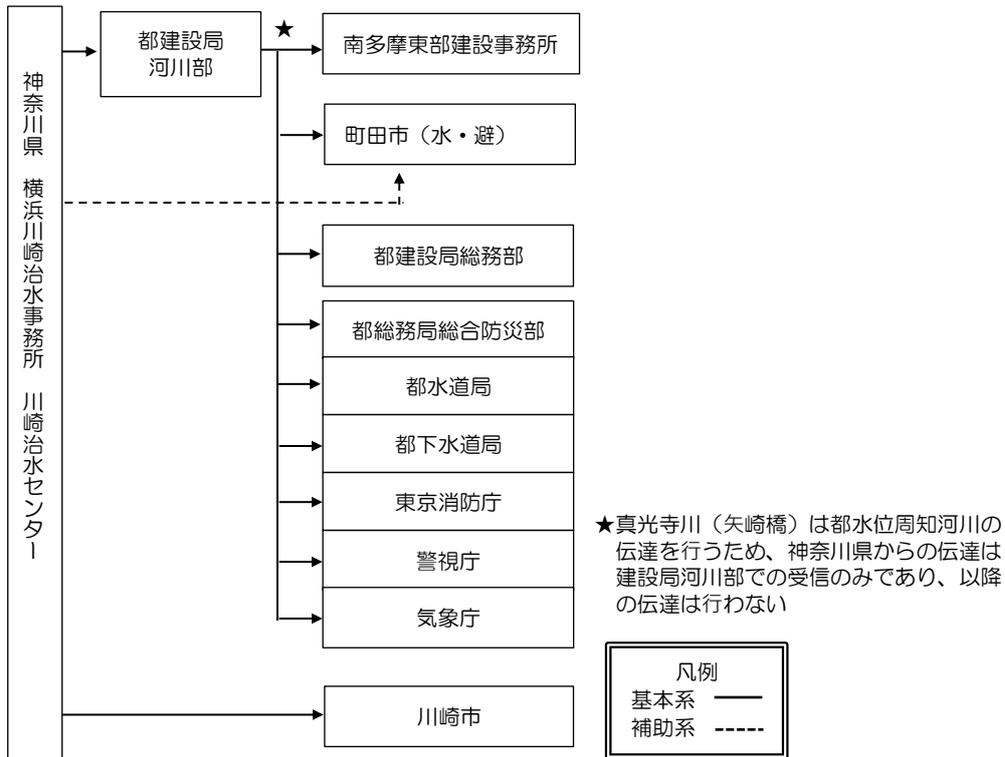


・ 境川（根岸橋、境橋）

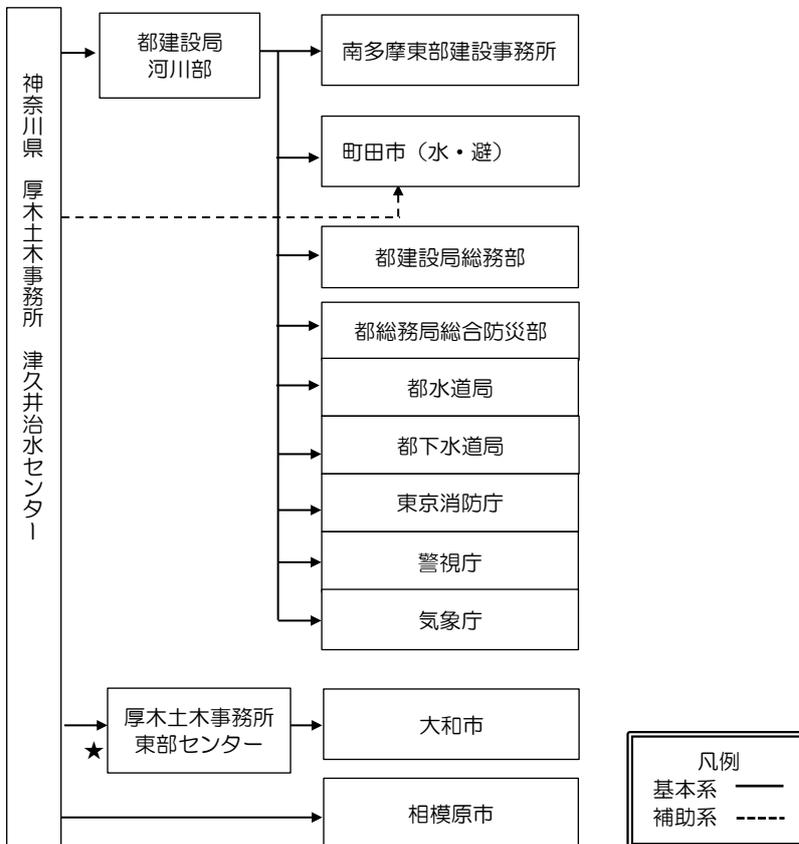


■ 氾濫危険情報等の水位周知（神奈川県管理河川）

- ・ 鶴見川（岡上橋）・麻生川（新三輪橋）・真光寺川（矢崎橋）



- ・ 境川（風戸橋・昭和橋・高橋・幸延寺橋）



★東部センターへの伝達は昭和橋と幸延寺橋の場合のみ

※水防警報及び氾濫危険情報等の連絡を受けた場合、受令確認を行う。

## 市民等からの通報の受理・伝達

### 第3 異常現象に関する情報の収集（災害統括班）

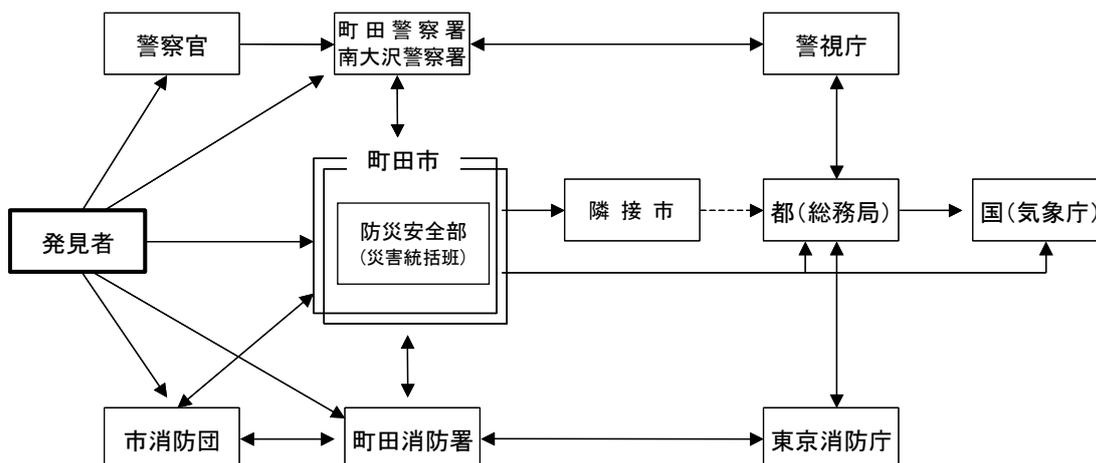
災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市（防災安全部）又は警察官等に通報するものとする（災害対策基本法第54条）。

また、市は、災害が発生するおそれがある異常な現象に関する通報を受けた場合、次の系統で関係機関に通報するとともに、必要に応じて市民等に注意を呼びかける。

#### ■異常な現象の例

- 数時間以上にわたり、頻繁に感ずるような地震
- 地割れや斜面の亀裂、落石等
- 河川や井戸等の水位の異常な増減
- 普段みられない異常な音、臭い、振動等
- 竜巻などの激しい突風、降ひょう

#### <異常現象に関する情報の伝達系統>



## 被害情報の報告

### 第4 被害状況等の報告体制

（災害統括班、情報統括班、各対策部各班、各防災関係機関）

#### 1 各種被害調査

市域に被害が発生した場合は、各班は直ちに災害に関する活動情報及び被害状況等を収集し、市災害対策本部に情報を集約する。

詳細については、第3章第2節第4「各種被害調査」を参照とする。

#### 2 被害情報の報告

災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告が都にできない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

被害情報の都への報告については、「第3章 地震災害応急対策 第2節 災害情報の収集・整理及び報告 第5 都への報告」に準じて対応するものとする。

## 第3節 災害救助法の適用 (共通：地震災害応急対策 第3節参照)

概要	<p>大規模な災害が発生し、市域の被害が甚大でかつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることが求められる。</p> <p>本節では、災害救助法に基づく国による救助実施の決定を求めるにあたって必要な「災害救助法の適用基準」、「災害救助の内容及び手続きの方法等」について定める。</p>
----	--

項 目	活動項目	警 戒	初 動	応 急	復 旧	担 当
災害救助法の適用基準	第1 災害救助法の適用基準					
災害救助の内容及び手続きの方法等	第2 災害救助法の適用申請		●	●		災害統括班
	第3 災害救助法による救助の実施		●	●	●	災害統括班、財政班

※地震災害応急対策 第3節参照

## 第4節 災害時の広報

概 要	<p>台風、豪雨等による災害に備え、警戒期より気象情報や危険箇所に関する情報等を市民へ広報するとともに、大規模な災害が発生した場合には、被害の状況、復旧の見込み、生活関連情報等の正確な情報を提供する必要がある。</p> <p>本節では、市民等へ広報すべき情報の種類、広報の手段、報道機関への対応、防災関係機関が行う広報等及び被災者からの相談受付について定める。</p>
--------	--

項 目	活動項目	警 戒	初 動	応 急	復 旧	担 当
広 報	第1 市からの広報及び災害の記録	●	●	●	●	広報広聴班、各担当班、消防署、警察署
	第2 防災関係機関からの広報	●	●	●	●	消防署、警察署、日本郵便、東京電力グループ、通信各社、東京ガスグループ、鉄道各社
報 道	第3 報道機関への対応、要請			●	●	広報広聴班
広 聴	第4 広聴活動			●	●	広報広聴班

## 広 報

### 第1 市からの広報及び災害の記録（広報広聴班、各担当班、消防署、警察署）

警戒期～初動活動期においては、災害統括班が緊急対策上必要な情報を整理する。広報広聴班及び災害統括班は、消防署、警察署と協力し、防災行政無線（固定系）、メール配信サービス、ソーシャルメディア、掲示板等への掲示、報道機関等への情報提供により、避難及び注意、市民・企業等が当面とるべき行動等について市民等への緊急広報を行う。

応急活動期においては、広報広聴班及び各担当班が、生活関連情報等の広報を行う。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等は多様であることから、情報を提供するには、様々な媒体を活用するよう配慮する。特に、避難施設にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

聴覚障がい者等の要配慮者及び外国人については、ボランティア等の協力を得て的確に情報を提供する。

また、各班は、広報活動と併せて、災害に関する経過記録、写真記録及び資料収集等に努める。

#### ■ 広報内容

時期	広報内容	主な実施機関・市担当班	参 照
初動活動期	気象・水象の情報	災害統括班、広報広聴班、消防署	—
	市民・企業等が当面とるべき対応	災害統括班、広報広聴班、消防署	—
	被害状況や危険箇所の情報	住宅都市復興班、下水道応急復旧班、警察署、消防署、消防団、広報広聴班	第9節
	避難誘導、避難の指示	警察署、消防署、消防団、道路班	第12節
	避難施設の開設・運営	避難施設開設・運営担当対策部（政策経営対策部、総務対策部、財務対策部、市民対策部、文化スポーツ振興対策部、福祉対策部、健康対策部、子ども生活対策部、経済観光対策部、環境資源対策部、都市づくり対策部、出納対策部、学校教育対策部、生涯学習対策部）	第12節
	要配慮者等対策	福祉班、高齢者福祉班、保健班、子ども生活班、広報広聴班、各班	第13節
	外国人支援対策	避難施設応援班	第14節
応急活動期	救護活動の実施	救護統括班	第8節
	精神保健医療	保健班	第8節
	要配慮者等対策	福祉班、高齢者福祉班、保健班、子ども生活班、広報広聴班、各班	第13節
	外国人支援対策	避難施設応援班	第14節
	緊急輸送路及び交通規制	広報広聴班、道路班、警察署	第15節
	水道の応急・復旧対策	災害統括班、都水道局	第16節
	下水道の応急・復旧対策	下水道対策部	第16節
	飲料水、生活用水の給水	下水道総務・応急給水編成班、調達輸送班、福祉班	第18節
	食料の供給	福祉班、調達輸送班	第18節
	生活必需品の供給	福祉班、調達輸送班	第18節
	衛生・防疫	保健班、衛生班、清掃収集班	第19節
	生活ごみの処理	環境資源対策部各班	第19節
	建物の修理・解体、応急仮設住宅の募集	住宅都市復興班、福祉班、広報広聴班、生活環境班	第20節
被災者生活支援に関する情報	災害統括班、広報広聴班	—	

■広報手段

手 段	実 施 方 法
○防災行政無線（固定系）	広報文を作成し、屋外スピーカーを通じて、市内全域又は必要に応じて地域別に放送する。
○メール配信サービス	防災行政無線で放送した内容や必要に応じて災害情報等を、事前登録者のパソコンや携帯電話へメールで配信する
○防災行政無線フリーダイヤル	防災行政無線で放送した内容を電話で確認できる音声応答サービスにより、放送内容を聞き取れなかった市民への情報提供を行う。
○代表電話	防災行政無線で放送した内容や、市が取りまとめた災害情報及び広報内容を情報提供する。また、適切な情報提供先への案内を行う。
○テレビ・ラジオ等	<p>必要に応じて、都及び市が協力協定を締結している下記の放送機関に放送を要請する。緊急時等のやむを得ない場合は、直接放送機関に要請し、事後速やかに都へ報告する。</p> <p>【市の協定先】 J:COM、イツ・コミュニケーションズ、多摩テレビ、横浜エフエム（FMヨコハマ）、エフエムさがみ（FM HOT 83.9）、ヤフー株式会社</p> <p>【都の協定先】 日本テレビ、TBSテレビ、フジテレビジョン、テレビ朝日、テレビ東京、TOKYO MX、TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、エフエム東京、J-WAVE、日経ラジオ社、Interfm、ヤフー株式会社</p>
○掲示板	随時、避難施設、本部、市民センター入口等に掲示する。
○広報紙	適時に発行し、避難施設、本部、市民センター等で配布する。
○町田市ホームページ	必要に応じて、災害関連情報、広報紙の内容等を掲載する。
○町田市防災WEBポータル	必要に応じて、災害関連情報等を掲載する。
○その他	ソーシャルメディア、災害情報共有システム（Lアラート）等を通じて情報発信する。

## 第2 防災関係機関からの広報（消防署、警察署、日本郵便、東京電力グループ、通信各社、東京ガスグループ、鉄道各社）

防災関係機関は（災害が発生した場合）、次の広報内容及び手段で、応急活動の状況及び復旧の見通しについて広報活動を行う。

機 関	広報内容及び主な伝達手段	参 照
町田消防署	気象及び水位の状況、水災及び土砂災害に関する情報、被災者の安否情報、水防活動状況、救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけなどを報道機関、消防車両の巡回、ホームページ、消防団員及び災害時支援ボランティア等で広報	第12節第2
町田警察署 南大沢警察署	避難、交通規制、防犯、二次災害発生防止のための避難をパトカー等で広報	第12節第2 第15節第2
日本郵便	業務被害、応急対策の措置状況、自社の業務運営状況及びその見通し等について、報道機関及び郵便局窓口等で広報	
東京電力グループ	電気による二次災害等を防止するための方法、避難時の注意、復旧状況等を報道機関、ホームページ、広報車等で広報	第16節第4
N T T K D D I ソフトバンク 楽天モバイル	通信の被害・疎通状況や災害用伝言サービス提供開始の案内、災害時用公衆電話や避難所Wi-Fi等の開設状況について、ホームページや報道機関等を通じて広報	第16節第5
東京ガスグループ	ガス供給の応急対応や復旧状況、マイコンメーター復帰操作やガス機器の使用上の注意事項等について、ホームページや報道機関等を通じて広報	第16節第6
J R 東 急 電 鉄 小 田 急 電 鉄 京 王 電 鉄	災害の規模や被害範囲、駅周辺及び沿線の被害状況、不通区間や開通見込、代替交通手段等について、駅改札や構内放送、ホームページ、報道機関等を通じて広報	第16節第10

## 報 道

### 第3 報道機関への対応、要請（広報広聴班）

#### 1 記者会見の実施

広報広聴班は、適宜記者会見を行い、情報の提供を行う。また、機関対応のために各班の活動記録等を集約し、紙面での配布、及び災害対策本部室外壁面（アトリウム側）での掲示などの方法により必要に応じて情報提供する。

発 表 者	内 容
広報広聴班長	○ 災害の種別、発生場所、日時、状況 ○ 災害応急対策の状況

※記者会見場については、庁舎の使用状況に応じて設置する。

#### 2 取材活動の自粛

広報広聴班は、報道機関に対し、次の場所での取材活動の自粛をお願いする。

- 災害対策本部内    ○ 市民センター内    ○ 避難施設内

### 3 広報の要請、依頼

広報広聴班は、都を通じて応急対策に必要な広報を報道機関へ要請する。

ただし、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに都にその旨を連絡する。

### 4 広報内容の受け付け

広報広聴班は、災害対策本部から報道機関へ依頼すべき広報内容を受け付ける。広報する内容はおおむね次のとおりである。

<input type="checkbox"/> 不要不急の電話の自粛	<input type="checkbox"/> 被災者の情報
<input type="checkbox"/> 医療機関の情報	<input type="checkbox"/> 二次災害防止のためにとるべき措置
<input type="checkbox"/> 交通情報	<input type="checkbox"/> 食料・生活必需品に関する情報
<input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道等の復旧の見通し	<input type="checkbox"/> その他

## 広 聴

### 第4 広聴活動（広報広聴班）

広報広聴班は、市域に大規模な災害が発生した場合、並びにその他必要と認める場合には、直ちに町田市庁舎内、市民センターに被災者総合相談窓口を開設し、相談員を派遣して、広聴活動を行う（第18節第6「被災者総合相談窓口業務」を参照）。

また、広報広聴班は、必要と認める場合は、各避難施設等に相談員を巡回させ、臨時市民相談を行い、被災した市民の相談、要望などの聴き取りに努める。相談員の人員が足りない場合は、本部に要請し、相談員の増員等の調整を図る。

その他、電話による市民からの問い合わせや来庁者からの相談・要望等にも、代表電話及び総合案内にて対応・案内する。

#### ■関係機関の広聴活動

機 関 名	内 容
警 察 署	警察署または交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。
消 防 署	災害の規模に応じて、消防署その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。

## 第5節 相互協力・応援要請 (共通：地震災害応急対策 第5節参照)

概要	<p>大規模災害が発生し、市職員だけでは対応しきれない事態と判断される場合、都、自衛隊、他自治体、民間団体・事業所等の応援活動が必要である。</p> <p>本節では、各種団体への応援要請、ボランティアの受け入れについて定める。</p>
----	---

項 目	活動項目	警 戒	初 動	応 急	復 旧	担 当
協力・ 応援要請	第1 自衛隊派遣要請		●	●	●	災害統括班
	第2 自治体への応援要請		●	●	●	災害統括班、企画班
	第3 その他協力要請		●	●	●	各担当班
	第4 自衛隊、消防、警察、協定 市区町村等の受け入れ		●	●	●	企画班、災害統括班
ボランテ ィア	第5 ボランティアの受け入れ、 活動		●	●	●	福祉班、企画班、生活支援班

※地震災害応急対策 第5節参照

## 第6節 水防活動

概要	<p>洪水、台風等による堤防・護岸被害により、水害の発生が懸念される場合は、これを警戒・防御し、被害を最小限にいとめるための措置を実施する必要がある。</p> <p>本節では、水害を警戒・防御すべき区域と、それに対応する組織の構成、必要となる情報収集・伝達の要領、各関係機関の活動要領、河川が氾濫した場合にとるべき措置及び地下空間を有する集客施設等における浸水警戒活動等を定める。</p> <p>なお、災害発生時のそれ以外の応急活動については、他節のとおり行う。</p>
----	---

項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
水防活動	第1 水防区域及び組織					
	第2 水防情報の収集	●	●			災害統括班、情報統括班、被害調査班、各担当班
	第3 水防機関の活動		●	●		消防署、消防団、各対策部、南多摩東部建設事務所
	第4 河川が氾濫、または浸水が拡大した場合の措置		●	●		災害統括班、各対策部、警察署、消防署、消防団
	第5 地下街等及び要配慮者施設等における浸水警戒活動		●	●		災害統括班、福祉班、高齢者福祉班、救護統括班、子ども生活班、学校教育班
	第6 費用及び公用負担			●	●	●

## 水防活動

### 第1 水防区域及び組織

市は、市長を水防管理者とする水防管理団体として、水防法第3条の規定に基づき、その区域内の水防活動を実施する。

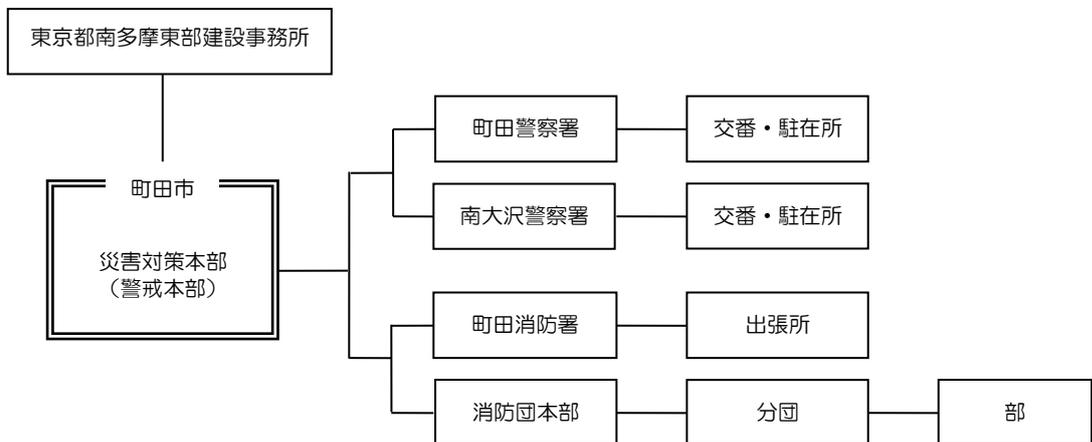
#### 1 水防区域

市の水防区域は、市域内（行政区域内）とする。

ただし、水防のため緊急の必要があるときは、この限りではない。

国・都の現地災害対策本部が設置された場合は、連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

#### 2 市の水防組織



※町田市内のみ

#### 3 水防上注意を要する箇所

水防上注意を要する箇所は、都や消防機関（及び必要に応じ近隣自治体）と合同で点検を行うなど、平常時から巡視及び警戒を行うとともに、洪水時は、河川の監視及び警戒をさらに厳重にし、水防上注意を要する箇所を中心として巡視を行う。

水防上注意を要する箇所は、次のとおりである。

- 重要水防箇所・区域
- 注意を要する箇所（都知事管理河川）
- 道路冠水等の浸水常襲箇所
- その他過去に氾濫・浸水実績がある箇所等

※資料編 参照

## 第2 水防情報の収集（災害統括班、情報統括班、被害調査班、各担当班）

水防情報については、第2節第2「災害に関する予警報及び観測情報等の収集」を参照のこと。

## 第3 水防機関の活動（消防署、消防団、各対策部、南多摩東部建設事務所）

### 1 町田市

市長（本部長）は、水防活動に万全を期すため、状況に応じて次の体制を指示する。  
なお、各体制の指示にあたっては、気象、水害等の状況により、地域の特性を考慮する。

#### (1) 巡視及び監視警戒

注意態勢以降において、災害統括班及び道路、河川・水路、下水道の管理者は、必要に応じて、河川の重要水防箇所、土砂災害警戒区域等、過去の浸水地域等の巡視を行う。このとき、災害統括班は消防団に対して危険箇所等の巡視を要請する。

また、市民等からの通報に基づく現地確認及び対応を要請された各対策部は、通報のあった現地にて状況の確認を行うとともに、必要に応じて監視等を行う。

①河川・水路	下水道対策部が現地を確認し、必要に応じて監視等を行う。
②下水道	下水道対策部が現地を確認し、必要に応じて監視等を行う。
③道路	道路対策部が現地を確認し、必要に応じて監視等を行う。
④民間宅地	消防団、災害統括班職員が現地を確認し、必要に応じて監視等を行う。
⑤公園緑地、街路樹等	都市づくり対策部、道路対策部が現地を確認し、必要に応じて監視等を行う。
⑥造成中の宅地開発地等	都市づくり対策部と災害統括班職員が現地確認を行い、必要に応じて監視等を行う。

#### (2) 水防等作業の要請

市長（本部長）は、次の場合、直ちに各対策部に準備及び出動を命じ、各水防機関に対しても、準備及び出動を要請する。

措 置	状 況
準 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水防警報により、待機または準備の警告があったとき</li> <li>○ 河川の水位が水防団待機水位（指定水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されたとき</li> <li>○ 気象状況等により、水害の発生するおそれがあるとき</li> </ul>
出 動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水防警報により、出動または指示の警告があったとき</li> <li>○ 水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、危険のおそれがあるとき</li> <li>○ その他水防等の活動上必要と認めるとき</li> </ul>

(3) 水防等作業の実施

注意態勢以降において、道路対策部及び下水道対策部は、消防団及び関係事業者等と連携して、河川の氾濫、または浸水の拡大等のおそれがある場合は、被害を最小限に止めるよう所管施設の水防活動等を実施する。

都市づくり対策部は、公園・街路樹の倒木被害が生じた場合またはそのおそれがある場合には、倒木処理等を実施する。

都市づくり対策部は、警戒態勢以降において、造成中の宅地開発地等における防災上必要な措置について、開発業者等への連絡・指導を行う。

また、市長（本部長）は、必要により次の措置を行う。

- 都や他の水防管理者に対し、応援を要請する。
- 水防法第24条に基づき、水防のためやむを得ない必要があるときは、居住する者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。
- 現場の秩序または保全維持のため、警察署に警察官の出動を求める。
- 緊急の場合は、都知事に対し自衛隊の派遣を要請（第5節参照）する。

市長（本部長）は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対し、応援を求める。この場合、派遣された者は、市長（本部長）の所轄の下に行動する。

なお、水防活動を行う際には、水防活動に従事する者の安全の確保を十分に図るものとする。

## 2 消防署

(1) 基本方針

洪水や決壊等による水災の発生またはそのおそれがあるとき、被害の軽減を図るため監視警戒、水防工法の実施、人命救助等の活動を行う。

(2) 活動態勢

- 効果的な水防活動を行うために、第1～4非常配備態勢の発令により署員を動員する。
- 水防活動及び人命救助を伴う水災は、火災等の発生状況及び消防力の状況等を勘案してあたるものとし、監視警戒隊、水防小隊等の水防部隊を編成する。
- 水防部隊は、原則として火災には出動せず、水災の防除に専念する。
- 水防上必要な場合は、水防管理者である市長（本部長）に対して、資機材の調達及び輸送並びに人員派遣について要請する。

(3) 活動内容

- 町田消防署は、管内における水防管理者との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、各水防管理団体に対し、必要な要員を派遣する。
- 河川を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。
- 水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、もしくは制限し、またはその区域から退去を命ずる。
- 消防署長は、水防のためやむを得ない必要がある時は、その区域に居住する者または水防の現場にある者を水防に従事させる。
- 消防署長は、市長（本部長）から出動要請を受けたとき、または自ら水防活動の必要を知ったときは、直ちに出勤し、水防活動を行う。
- 水防活動、消防活動及び救急救助活動に関する諸情報については、関係機関との情報の共有化を図る。

### 3 消防団

#### (1) 水防区域

消防団が受け持つ水防区域は、市全域とする。

また、各消防分団が受け持つ水防区域は、特別の指示のない限り、各分団の管轄区域内とする。

#### (2) 通報

- 消防団員は、水災の発生するおそれがあると認められる異常な現象を発見したとき、または水災が発生した場合は、直ちに消防団分団長を通じて、消防団本部に通報する。ただし、消防団分団長と連絡ができない場合は、直接、消防団本部に通報する。
- 消防団本部は、消防団員から通報を受けた場合は、直ちに水防管理者である市長（本部長）及び町田消防署長に通報する。

#### (3) 出動基準

水災現場活動の出動は、次の基準により実施する。

種類	内 容
待機	○ 団員は、自宅に待機し、必要に応じ、直ちに出動できる体制
準備	○ 水防に関する情報連絡及び水防資器材の整備点検等消防団の出動の準備体制
出動	○ 消防団が被害現場に出動する体制
解除	○ 水防活動を必要とする状況が解消し、消防団の水防体制終了の通知

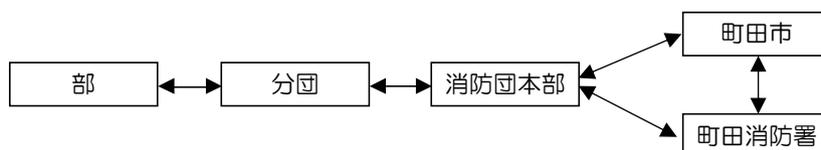
#### (4) 出動の指示・要領

出動の指示・要領は、次のとおりである。

- 消防団長は、水災の発生するおそれがあると認められるとき、若しくは発生したとき、及び分団から通報を受けたときには、水防管理者である市長（本部長）及び町田消防署長と協議し、必要な消防団員に出動を指示する。
- 消防団分団長は、分団区域内に水災の発生のおそれと認められるとき、若しくは発生したときは、その被害の規模に応じた消防団員を出動させる。この場合、分団長は、速やかに出動した場所及び出動団員数を消防団本部に報告する。

#### (5) 指示の伝達

消防団本部の指示または分団の通報等の伝達は、次の要領により行う。



#### (6) 監視及び警戒

消防団分団長は、気象状況等により分団管轄区域内が水防上危険であると認められるときは、消防団員に監視及び警戒を指示し、事態に即応した措置を講ずる。

#### (7) 水防作業報告

各分団において水防作業を実施した場合は、その経過及び結果について、随時、消防団本部に通報する。団本部は、報告を集計した後、市（本部）及び消防署に報告する。

#### 4 南多摩東部建設事務所

南多摩東部建設事務所は、東京都水防計画において定めた「水防業務分担」に基づき、各関係機関と連絡を密にして水防活動を実施する。

### 第4 河川が氾濫、または浸水が拡大した場合の措置 (災害統括班、各対策部、警察署、消防署、消防団)

警戒・水防等の活動にもかかわらず河川の氾濫、浸水の拡大等が生じた場合は、各防災関係機関は必要に応じた配備態勢を整えるとともに、次の措置を講じる。

#### 1 氾濫・浸水の拡大等の通報

河川の氾濫、浸水の拡大等が生じたときは、市、消防等関係者は、直ちに関係機関に通報する。

※ 第2節「情報の収集・伝達」を参照のこと

#### 2 被害の防止及び軽減のための措置

##### (1) 氾濫・浸水の拡大防止のための措置

市及び防災関係機関は、できる限り氾濫・浸水による被害が拡大しないよう努める。

##### (2) 避難情報の発令及び警戒区域の設定等

河川が氾濫、または氾濫するおそれがある場合、市民の生命を守るために特に必要と認められるときは、市長は、避難情報の発令、または警戒区域を設定し、当該地域への立入制限・禁止、当該地域からの退去を命じる。

また、必要と認めるときは、町田警察署及び南大沢警察署等に対し、警戒区域設定に伴う立ち入り禁止措置及び避難誘導に関する協力を要請する。

##### (3) 避難者の保護

河川の氾濫、浸水の拡大等に伴う避難者の受け入れについては、次の通り行う。

- 避難情報の発令前で、豪雨等による局所的な浸水等により、避難した市民等については、市民センター等において一時的に収容する。
- 避難情報の発令により、多数の避難者が生じた場合は、避難施設開設を担う各班は、避難施設を開設し、避難者を収容する。

※ 第12節「避難対策」を参照のこと

## 第5 地下街等及び要配慮者施設等における浸水警戒活動 (災害統括班、福祉班、高齢者福祉班、救護統括班、子ども生活班、学校教育班)

### 1 雨量情報及び洪水情報等の収集・伝達

#### (1) 地下街等及び要配慮者施設等における情報収集・伝達

地下街等及び要配慮者施設等を有する施設管理者は、施設周辺の道路冠水、または冠水するおそれがあり、テレビ等の報道により降雨の継続が予想される場合、気象情報、洪水情報等の収集に努め、従業員及び施設利用者に対しこれらの情報を提供する。

#### (2) 市からの情報伝達

災害統括班は、避難の指示を必要とするとき、水防法第15条の2に基づく措置が行えるよう、浸水想定区域内にある地下街等及び要配慮者施設等の施設管理者に対し、民間気象会社による地域に密着した雨量情報及び洪水予報等の洪水に関する情報を、施設を所管する各対策部と協力して、電話・伝令等により伝達する。

また、市は、あらかじめ気象情報、洪水情報等が収集可能なホームページ等の情報収集先を施設管理者に周知するよう努める。

### 2 浸水警戒活動

地下街等を有する施設管理者は、施設周辺の道路等が冠水し、浸水による被害が生じるおそれがある場合、防水板、土のう等による浸水防御活動を実施する。

また状況を消防署、市等に通報するとともに、必要に応じて浸水防御活動の協力を要請する。

### 3 施設利用者の安全確保

#### (1) 施設利用者の避難誘導

##### ① 施設管理者による避難誘導

地下街等及び要配慮者施設等を有する施設管理者は、浸水する危険性が認められるときは、従業員等にその旨を周知し、速やかに施設利用者等を避難誘導し、その旨を消防署及び市に報告する。

なお、避難誘導は、要配慮者等に配慮して行うものとする。

##### ② 避難の指示

本部長（市長）は、地下街等及び要配慮者施設等の周辺地域の浸水状況、降雨情報及び洪水予報等を踏まえて、浸水の危険性が切迫していると認められる場合、地下街等及び要配慮者施設等の利用者及び従業員に対して、避難の指示を行うとともに、施設管理者は、消防署、消防団等の協力のもと避難誘導を行う。

#### (2) 避難者の保護

地下街等及び要配慮者施設等を有する施設管理者は、浸水するおそれのない施設等を開放し、避難者を保護する。また、避難者に対して、気象情報、交通機関の運行状況等を提供する。

市は、施設管理者の協力要請により、その施設において避難者等の保護が困難と認められる場合、公民館等の市の施設を開放する。

※資料編 参照

#### 4 訓練の実施

施設管理者は、これらの浸水警戒活動及び施設利用者の安全確保について、訓練を実施する。

### 第6 費用及び公用負担（災害統括班、財政班、消防署）

#### 1 費用負担

市は、市域の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、市と応援を求めた水防管理団体が協議して定める。

また、区域外の市区町村が当該水防により著しく、利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益市区町村が負担する。この、費用負担の額及び負担方法は両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事にあつ旋を申請することができる。

#### 2 公用負担

##### (1) 公用負担権限

水防のための緊急の必要があるとき、市長または消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用、若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用
- ④ 工作物その他の障害物を処分

##### (2) 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、市長または消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任状を受けた者にあっては、証明書を携行し、必要がある場合はこれを掲示する。

##### (3) 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずべき者に交付する。

ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは事後においてただちに処理する。

##### (4) 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、水防管理団体は、時価によりその損失を補償する。

## 第7節 救助・救急活動

概要	風水害時の被害者については、迅速な救急体制が必要となる。 本節では、風水害時の「救助・救急活動」、「行方不明者の搜索活動」について定める。
----	--

項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
救助・救急活動	第1 救助・救急活動		●	●		警察署、消防署、消防団、協力団体、各対策部、市民
行方不明者搜索	第2 行方不明者の把握			●	●	警察署、情報統括班
	第3 行方不明者の搜索			●		警察署

### 救助・救急活動

#### 第1 救助・救急活動（警察署、消防署、消防団、協力団体、各対策部、市民）

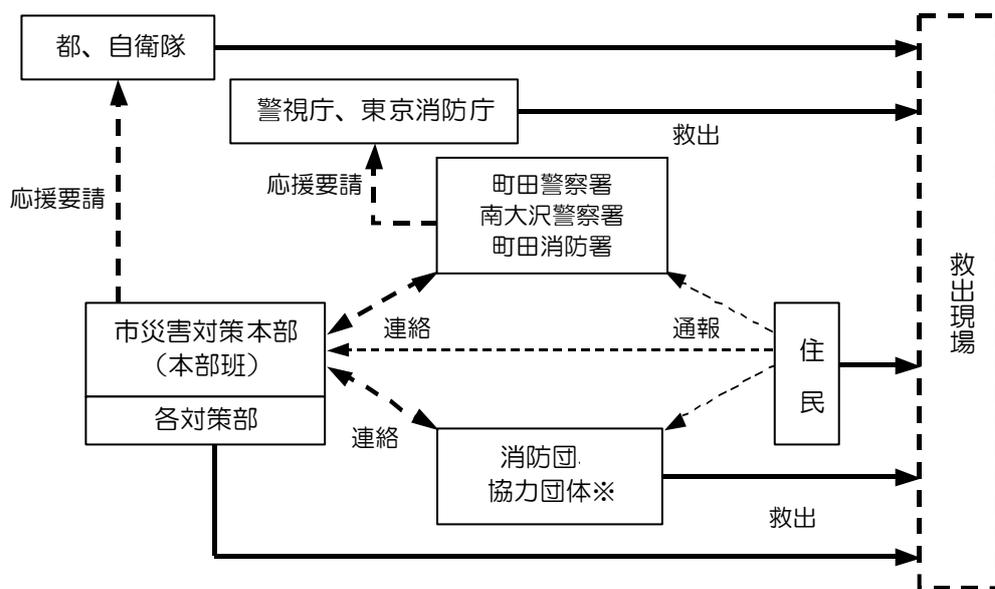
##### 1 基本方針

救出・救護にあたっては、次の事項を基本方針とし、より多くの人命を守ることを最重点とする。

##### ■救出・救護にあたっての基本方針

- その1 救命処置を必要とする者を優先する。
- その2 軽傷者は、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて救出する。
- その3 多数の要救出者がある場合は、容易に救出できる者を優先する。

##### 2 活動体制



※協力団体：町田市建設業協会、ジャパンケネルクラブ、日本救助犬協会等、町田市管工事協同組合

(1) 活動態勢

警察署、消防署、消防団は、協力団体及び自主防災組織等と協力連携し、資機材を活用し救出救護・救助・救急活動を実施する。また、対応が困難な場合は、都・自衛隊等に応援部隊の派遣を要請する。受け入れに際して、各部隊に地理に詳しい連絡要員を派遣し案内する。

機関名	活 動 内 容
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 救出救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。</li> <li>② 救出した負傷者は、速やかに現場救護所や医療機関に引継ぐ。</li> <li>③ 救出救助活動にあたっては、現有する装備資器（機）材のほか、協定締結事業者等から借用する建設用資機材等の重機類を有効に活用する。</li> </ul>
消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 町田市災害対策本部との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を当該本部に派遣するとともに、各種災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。</li> <li>② 救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。</li> <li>③ 救急活動にあたっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護に当たる。</li> <li>④ 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。</li> </ul>
消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 保有資機材を活用し住民と一体となった救出救護活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所、救護所等への搬送に協力する。</li> </ul>
協力団体	<p>《救助》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ジャパンケネルクラブ、日本救助犬協会は、市からの要請に対し、災害救助犬を派遣し、救助活動を行う。</li> <li>② 町田市建設業協会、町田市管工事協同組合は、市及び地域からの要請に対し、保有する資機材を活用して救助活動を行う。</li> </ul> <p>《救護》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 町田市柔道整復師会は、市からの要請に対し、救護所、救出現場等において、骨折者の手当てを行う。</li> </ul>

※資料編 参照

(2) 救出資機材

初動活動期における救出資機材は、市及び各機関が保有するものを活用するが、不足が生じる場合は、都や建設・建築業者等に要請して調達する。

3 救出救護活動の援護

(1) 市民、事業所の協力

市民及び事業所は、近隣に軽微な救助事象を発見した場合、防災関係機関に連絡するとともに、近所の人たちと協力して可能な限り救出救護に努める。また、救出隊員に要請された場合は、救出救護活動に協力する。

第4章 風水害応急対策  
第7節 救助・救急活動

(2) 交通規制・調査等

警察署は、救出活動とあわせて、救出現場の交通規制・調査活動等を実施する。また、自主防災組織は、警察署に要請された場合、現場付近の交通整理等に協力する。

- 激甚被災地等、不特定多数の人が集合する場所を重点とした救出活動
- 救出活動現場周辺の交通規制
- 立入禁止地域の設定・監視
- 死傷者の身元確認
- 救出者の救出時の状況記録
- 事故原因の調査

(3) 救護・搬送等

消防署は、救助活動とあわせて、負傷者の救護搬送活動を実施する。

- 災害の状況などを判断し、安全で活動容易な場所に現場救護所を設置し、救急隊と連携を図り救護活動を行う（第8節第4「救急救護活動拠点・助産所の設置及び活動」参照）。
- 救命処置を要する者を優先して、後方医療施設等への移送を行う（第8節第5「災害拠点連携病院等からの搬送態勢の確立」参照）。

## 行方不明者搜索

### 第2 行方不明者の把握（警察署、情報統括班）

#### 1 搜索依頼・届出の受付

警察署は、市（情報統括班）と協力し、所在の確認できない市民に関する問い合わせや、行方不明者の搜索依頼・届出の受付及び要搜索者名簿の作成を行う。

#### 2 行方不明者の把握

警察署と情報統括班は、次の要領で行方不明者の把握を行う。

- ① 届出を受けたときは、行方不明者の「住所、氏名、年齢、性別、身長、体重、着衣、その他の特徴」について、可能な限り詳細に聴き取り記録する。
- ② 「届出」のリストを市に1部送付する。
- ③ 市（情報統括班）は、「届出」リストを、「避難者名簿（福祉班）」、「医療実施状況（救護統括班、病院医療班）」、その他市で把握している安否情報等と照合し、行方不明者をリストアップする。また、その結果を警察署へ連絡する。

※資料編 参照

#### 3 東京都への情報提供

市は、人命救助活動の円滑化を図るため、東京都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。東京都は市からの情報提供を受けて安否不明者の氏名情報等を公表する。

### 第3 行方不明者の搜索（警察署）

警察署は、要搜索者名簿に基づく行方不明者の搜索を、自主防災組織、町内会・自治会、自衛隊、協力団体、ボランティア等の協力を得て次のとおり実施する。

市は行方不明者の搜索に際し、協力団体であるジャパンケネルクラブ、日本救助犬協会に災害救助犬による人命検索活動を要請する。

- 搜索活動中に行方不明者を発見したときは直ちに保護し、警察署に連絡し、警察署は搜索依頼者に連絡する。
- 搜索活動中に遺体を発見したときは、警察署に連絡し、警察署は搜索依頼者に連絡する。
- 発見した遺体は、現地最寄りの遺体安置所に収容し、検視を行う。

※ 検視した遺体は、第17節「遺体の収容・埋火葬等」による。

## 第8節 災害時の医療救護・保健 (共通：地震災害応急対策 第7節参照)

概要	<p>災害発生時には、混乱の中で医療体制を確立し、多数の負傷者に対する医療救護活動が必要である。また、災害が長期化した場合は、避難者の健康管理、精神保健医療などが必要となる。</p> <p>本節では、被災直後の「情報連絡」、「応急救護」、「災害時の医療救護」、「特殊医療」及び「被災者への保健対策（医療ケア）」について定める。</p>
----	---

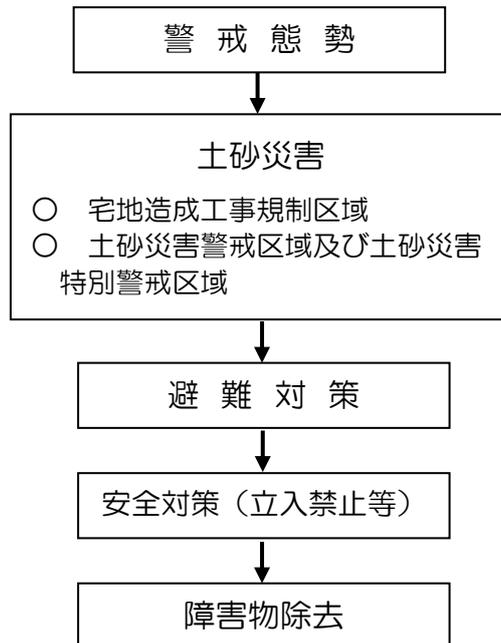
項 目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担 当
情報連絡	第1 医療情報の収集伝達		●	●		救護統括班、保健班、病院管理班、消防署、市医師会、市歯科医師会
応急救護の実施	第2 医療救護体制の確立・保健医療活動の総合調整		●	●		救護統括班、病院医療班、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市柔道整復師会
	第3 医薬品・医療用資機材等の調達		●	●		救護統括班、病院管理班、市薬剤師会
	第4 救急救護活動拠点・助産所の設置及び活動		●	●		救護統括班、消防署、病院医療班、市医師会、市薬剤師会
災害時医療救護	第5 災害拠点連携病院等からの搬送態勢の確立		●	●		救護統括班、消防署、調達輸送班、警察署、災害統括班
	第6 市民病院の活動		●	●		病院管理班、病院医療班
特殊医療	第7 特殊医療		●	●		救護統括班、保健班、病院管理班、病院医療班
被災者への保健対策(医療ケア)	第8 保健活動の実施			●	●	保健班
	第9 精神保健医療対策				●	保健班

※地震災害応急対策 第7節参照

## 第9節 土砂災害警戒区域等対策

概要	<p>集中豪雨や台風等により、斜面崩壊や土石流発生の危険がある。</p> <p>本節では、土砂災害警戒区域等における二次災害を防止するために、避難対策、立入禁止等の措置等について定める。</p>
----	---

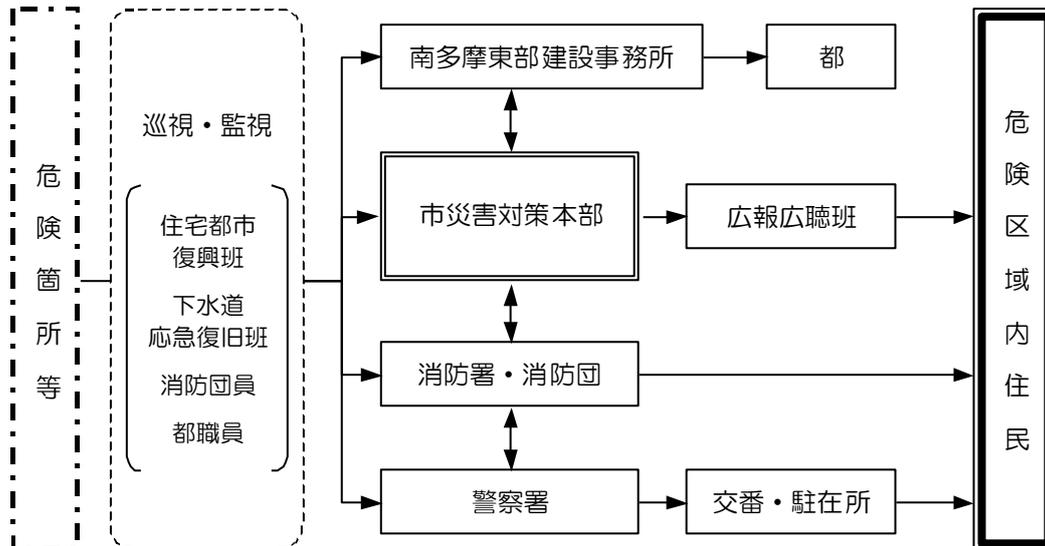
項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
土砂災害 警戒区域 等対策	第1 土砂災害警戒区域等の警戒	●	●			住宅都市復興班、下水道応急復旧班、広報広聴班、消防署、消防団、南多摩東部建設事務所
	第2 土砂災害に関する情報の収集・伝達	●	●			住宅都市復興班、下水道応急復旧班、広報広聴班、消防署、消防団、南多摩東部建設事務所
	第3 避難対策	●	●			住宅都市復興班、下水道応急復旧班、警察署、消防署、消防団
	第4 安全対策			●		住宅都市復興班、下水道応急復旧班、消防署、消防団
	第5 土砂・竹木等の除去			●		道路班、住宅都市復興班、企画班、公園管理班、生活環境班、清掃総務班、被害調査班



## 土砂災害警戒区域等対策

### 第1 土砂災害警戒区域等の警戒（住宅都市復興班、下水道応急復旧班、広報広聴班、消防署、消防団、南多摩東部建設事務所）

住宅都市復興班及び下水道応急復旧班は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域について、関係機関と連携・協力して警戒巡視等を行う。また、広報広聴班は、必要に応じて市民に広報する。



※資料編 参照

### 第2 土砂災害に関する情報の収集・伝達（住宅都市復興班、下水道応急復旧班、広報広聴班、消防署、消防団、南多摩東部建設事務所）

- ① 市は局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。
- ② 市は土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努めるものとする。
- ③ 市は、土砂災害警戒区域等を含む町内会・自治会や要配慮者施設管理者等に対し、土砂災害警戒情報が発表・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で紫が出現した等の場合、市が把握した情報をFAX、電話等により伝達する。
- ④ 市は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

### 第3 避難対策（住宅都市復興班、下水道応急復旧班、警察署、消防署、消防団）

危険区域の住民に対しては、必要に応じ、避難の指示・警戒区域の設定及び誘導を行う。なお、これらについては、第12節第2「避難の指示、警戒区域の設定等の実施」、第3「避難誘導」を参照のこと。

#### 第4 安全対策（住宅都市復興班、下水道応急復旧班、消防署、消防団）

各関係機関は、土砂災害警戒区域等の安全を確保するために、斜面の亀裂や変状等が確認された場合、必要に応じて次のような措置を行う。

対象地域・箇所	措 置
○ 宅地造成工事規制区域 ○ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全に留意した監視の実施</li> <li>・ 立入禁止の措置</li> <li>・ 安全が確認されるまで避難の指示の継続</li> <li>・ 落石防止、降雨対策のためのシートによる保護、応急排水路の設置</li> </ul>

#### 第5 土砂・竹木等の除去（道路班、住宅都市復興班、企画班、公園管理班、生活環境班、清掃総務班、被害調査班）

災害により発生した土砂・竹木等については、次のとおり除去する。（町田市災害廃棄物処理計画参照）

##### 1 住居

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次のとおり行う。

##### (1) 実施の決定

災害救助法に基づき知事が障害物の除去に着手したときは、市は補助機関として実施に協力する。また、知事から委任された場合は、市が除去する。

ただし、災害の事態が急迫し、災害救助法に基づく知事による実施を待つことができないときは、市が除去に着手する。その際、実施状況を都知事に報告するとともに、その後の処理について知事の指示を受けるものとする。

##### (2) 対象者

障害物の除去の対象者は、次の基準に該当するものとする。

- 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者

##### (3) 除去の方法

災害救助法による障害物の除去については、都に実施を依頼するが、都から委任された場合や市が着手するものについては、次のとおり行う。なお、除去費用は災害救助法の限度内を基準とする。

- 除去対象戸数及び所在を調査し、都に報告する。
- 市内建設業者等と協力して対象となる土石・竹木等を仮置場へ撤去する。
- 障害物の搬出・仮置場の運用等にあたっては、第3章第20節の第6「一般建物の解体・撤去」と整合させる。

※資料編 参照

## 2 道路・道路施設等

道路班は、倒壊や崩壊により道路及び橋・トンネル等の敷地内に入り込んだ、早急に除去する必要がある障害物について、市内建設業者等と協力し次のとおり除去作業を行う。

○ 除去する障害物は、道路・道路施設内で応急対策活動上早急に除去が必要なもの

## 3 仮置場の設置及び管理・運営（共通：第20節第6「一般建物の解体・撤去」参照）

除去した土砂・竹木等の仮置場の開設は清掃総務班が企画班に調整を依頼し、公園管理班が協力して実施する。道路啓開や家屋等の解体・撤去等により、がれき等が大量に発生することが予想される場合には、道路班は仮置場の設置について清掃総務班と調整する。

企画班は災害廃棄物発生状況を勘案し、仮置場候補地から開設場所を選定する。周辺住民に対しては、大型車の通行による騒音・振動の発生や防疫活動の実施に関する広報を行う。

清掃総務班、資源循環班、道路班、公園管理班、衛生班は協力して、仮置場の監視や分別、環境対策を実施する。

大規模災害に伴い大量のがれき等が発生した場合には、必要に応じて二次仮置場の確保に努める。

## 4 応援協力

市の有する除去能力を上回る場合は、都を通じて、広域的応援体制の確立及び派遣を要請する。また、国、関係団体等に広く協力をもとめる。

### ※ 土砂災害防止法

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という）は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものである。

## 第10節 危険物等対策 (共通：地震災害応急対策 第8節参照)

概要	<p>危険物・有毒物の取扱施設において、災害によって誘発される爆発、有毒ガスの漏えいを防止する必要がある。また、これらの危険から従業員・周辺住民等の安全を確保するために施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。</p> <p>本節では、災害発生時に危険物を取り扱う各機関が行うべき活動を定める。</p>
----	--

項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
対策活動	第1 石油等危険物施設の応急措置		●	●		消防署、災害統括班、各施設
	第2 液化石油ガス消費施設の応急措置		●	●		災害統括班、都環境局、各施設
	第3 火薬類保管施設の応急措置		●	●		災害統括班、都環境局、関東東北産業保安監督部、各施設
	第4 高圧ガス等取扱施設対策		●	●		災害統括班、都総務局・環境局、警察署、消防署、関東東北産業保安監督部、各施設、東京都高圧ガス地域防災協議会、防災事業所
	第5 毒物・劇物取扱施設の応急措置		●	●		災害統括班、救護統括班、都保健医療局・下水道局・教育庁、警察署、消防署、各施設
	第6 化学物質関連施設の応急措置		●	●		災害統括班、生活環境班、都環境局、各施設
	第7 石綿含有建築物等の応急対策		●	●		生活環境班、災害統括班、都環境局、建築物所有者等
	第8 危険物輸送車両の応急対策		●	●		災害統括班、都環境局、警察署、消防署、関東東北産業保安監督部、関東運輸局、各施設、JR貨物
	第9 危険動物逸走時の応急対策		●	●		衛生班、都総務局・保健医療局・産業労働局・建設局、警察署、消防署

※地震災害応急対策 第8節参照

## 第11節 災害時の警備対策 (共通：地震災害応急対策 第9節参照)

概要	<p>大規模災害時には、要請後すぐに救援が得られるとは限らず、個人自らが自分の身を守ることが必要となる。また、災害による危険の外、社会的混乱に乗じた各種犯罪が誘発される可能性がある。</p> <p>本節では、災害発生時の「警備・防犯」「秩序維持」について定める。</p>
----	---

項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
警備・防犯	第1 被災地の警備・防犯		●	●		警察署、災害統括班、道路班
秩序維持	第2 秩序維持・犯罪の抑止			●		警察署

※地震災害応急対策 第9節参照

## 第12節 避難対策

概要	<p>災害発生時あるいは発生するおそれのある場合、市民あるいは外来者（以下、「市民等」という）の生命・身体の安全を図るため、適切な避難対策活動が必要である。また、避難施設では、避難者の把握、生活物資等の供給、良好な衛生状態の確保、要配慮者への対応等の対策が必要である。</p> <p>本節では、「一時的な避難者対策」「避難誘導」「帰宅困難者対策」「避難施設の開設・運営・閉鎖」「動物救護対策」「避難施設の感染症対策」について定める。</p>
----	--

項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
一時的な避難者対策	第1 臨時避難施設（洪水・土砂）における一時的な避難者の受け入れ	●	●			生活支援班、市民班、市民センター
避難誘導	第2 避難の指示、警戒区域の設定等の実施	●	●			市、警察署、消防署、消防団
	第3 避難誘導	●	●			警察署、消防署、消防団、道路班
帰宅困難者対策	第4 帰宅困難者対策	●	●	●		被害調査班、各施設所管部、各事業所
避難施設の開設・運営・閉鎖	第5 避難施設の開設・避難者の受け入れ		●			避難施設開設・運営担当対策部、市立小中学校
	第6 避難施設の運営		●	●	●	避難施設開設・運営担当対策部、市立小中学校
	第7 避難者への配慮		●	●	●	保健班、衛生班、避難施設開設・運営担当対策部、市立小中学校
	第8 避難施設の統合・閉鎖				●	福祉班
動物救護対策	第9 動物救護対策		●	●	●	衛生班、都保健医療局
避難施設の感染症対策	第10 避難施設の感染症対策	●	●	●	●	防災安全部、保健所、避難施設開設・運営担当対策部、各避難施設

※避難施設開設・運営担当対策部…政策経営対策部、総務対策部、財務対策部、文化スポーツ振興対策部、福祉対策部、健康対策部、子ども生活対策部、経済観光対策部、環境資源対策部、都市づくり対策部、出納対策部、学校教育対策部、生涯学習対策部

## 一時的な避難者対策

### 第1 臨時避難施設（洪水・土砂）における一時的な避難者の受け入れ （生活支援班、市民班、市民センター班）

警戒態勢以降で、豪雨等による局所的な浸水等により、避難した市民等については、市民センター等を臨時避難施設（洪水・土砂）として開放し、一時的に収容する。

#### 1 避難者の誘導及び市民センター等の開放

- ① 警戒本部長は、降雨等による局所的な浸水等により市民等が避難した場合、必要に応じて市民センター等の施設管理者に施設を、臨時避難施設（洪水・土砂）として開放するよう指示する。
- ② 市民センター等の臨時避難施設（洪水・土砂）としての開放は、市民センター等職員が対応する。
- ③ 警戒態勢の職員は、避難者を臨時避難施設（洪水・土砂）に誘導する。  
また、各町内会・自治会等で管理している中規模会館等も、地域の自主避難施設として開放するよう努める。

市民センター      コミュニティセンター      中規模会館

※ 使用する臨時避難施設（洪水・土砂）の条件については、第12節第5「1 風水害時の避難施設」参照

※ 対象となる施設は、資料編を参照

#### 2 市民センター等開放時の対応

防災安全部及び市民部は、一時的な避難者を受け入れるため施設を臨時避難施設（洪水・土砂）として開放した場合、避難者への支援を適宜行う。また、市民部は、以下の事項を防災安全部へと報告する。

- 開放日時
- 避難者数、氏名
- その他必要事項

避難誘導

第2 避難の指示、警戒区域の設定等の実施

(市、警察署、消防署、消防団)

1 避難の指示

市長（本部長）は災害が発生し、または発生のおそれがある場合、市民の生命・身体に危険が及びと認められるときは、避難区域を定めて、当該地区の住民に対し、避難情報を発令して避難の指示を行う。なお、被災等により市が事務を行えない場合、都が避難の指示を代行する。このほか、警察官、水防管理者、自衛官、消防署長またはその命を受けた職員が行うことができる。

市は、避難情報を発令した場合には、当該地区の近くに避難施設を開設し、避難者の誘導と受け入れを行う。避難情報の発令の際には、避難施設を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難情報を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

なお、避難時の周囲の状況等により、避難施設及び避難広場への避難がかえって危険であると判断できる場合は、当該地区の住民に対し、屋内での待避その他の屋内における安全確保（2階への避難など）に関する措置の指示を行う。また、避難情報の発令及び解除にあたっては、専門的・技術的知見を持つ、国（国土交通省、東京管区気象台等）の機関や都に助言を求めるなど連携を図る。

■避難情報等と居住者等がとるべき行動（内閣府「避難情報に関するガイドライン」より）

警戒レベル	避難情報等	発令される状況	居住者等が取るべき行動等
1	早期注意情報 (気象庁が発表)	今後気象状況悪化のおそれ	【災害への心構えを高める】 ・防災気象情報等の最新情報に注意する等。
2	大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	気象状況悪化	【自らの避難行動を確認】 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難施設や避難経路、避難のタイミング等を再確認する。 ・避難情報の把握手段を再確認・注意する。
3	高齢者等避難 (市長が発令)	災害のおそれあり	【危険な場所から高齢者等は避難】 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・その他の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動の見合わせや、避難の準備をする。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した避難施設等へ自主的に立退き避難する。
4	避難指示 (市長が発令)	災害のおそれが高い	【危険な場所から全員避難】 ・避難施設等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した避難施設等へ速やかに立退き避難する。 ・または、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自ら判断する場合には、上階への移動や高層階に留まる等（屋内安全確保）の行動を取る。

第4章 風水害応急対策  
第12節 避難対策

警戒レベル	避難情報等	発令される状況	居住者等が取るべき行動等
5	緊急安全確保 (市長が発令)	災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない)	【命の危険 直ちに安全確保！】 ・命を守るための最善の行動をとる。 ・避難施設等への立退き避難がかえって危険である場合、緊急安全確保する。(ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。)

※ 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」(避難情報等)とを関連付けるものである。

(1) 高齢者等避難

実施者	災害種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第56条	

(2) 避難指示

実施者	災害種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第60条	
(水防管理者)	水災	水防法第29条	
知事 (都災害対策本部 (総務局))	災害全般	災害対策基本法第60条	被災等により市が事務を行なえない場合に代行
知事 その命を受けた職員	水災	水防法第29条	
	地すべり	地すべり等防止法第25条	
警察官	災害全般	災害対策基本法第61条	市長から要請がある場合または市長が避難の指示をするいとまがないとき
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にいないとき

(3) 緊急安全確保

実施者	災害種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事 (都災害対策本部 (総務局))	災害全般	災害対策基本法第60条	被災等により市が事務を行なえない場合に代行
警察官	災害全般	災害対策基本法第61条	市長から要請がある場合または市長が避難の指示をするいとまがないとき

## 2 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

実施者	災害種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第63条	
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水災	水防法第21条	
消防署長、消防吏員、消防団員	水災以外の災害	消防法第23条の2 消防法第36条において準用する消防法第28条	第23条の2：火災警戒区域 第28条：消防警戒区域 第36条：消防警戒区域として水災を除く他の災害に準用
警察官	災害全般	災害対策基本法第63条	市長から要請がある場合または市長（委任を受けた職員を含む）がその場にいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	市長（委任を受けた職員を含む）、警察官がその場にいないとき

## 3 避難の指示・警戒区域の設定の基準

避難の指示・警戒区域の設定の主な基準は、次のとおりである。

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 降雨の継続や台風の襲来により、災害の発生が予想されるとき</li> <li>○ 河川の水位が高くなり、洪水の起こるおそれがあるとき</li> <li>○ 火災発生時において、周辺に拡大するおそれがあるとき</li> <li>○ 周囲の状況から判断して危険が予想されるとき</li> </ul>
---

### (1) 災害時における避難情報発令基準

内水氾濫、外水氾濫等で洪水の性格が異なるため、市はその特性を考慮した上で、避難情報を発令する。

#### ■洪水の避難情報発令基準（水位周知河川）

避難情報	発令基準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<p>①～⑤のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。</p> <p>① 市内の基準水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、上流域の水位観測所で水位が上昇してきている場合</p> <p>② 市内の基準水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）に到達し、かつ、同水位観測所の付近及び上流域の気象予警報、降水短時間予報等を総合的に判断し、さらに降雨量が増加する見込みである場合</p> <p>③ 軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>④ 大雨注意報・警報、降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となる程度の降雨が見込まれる場合</p> <p>⑤ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>

第4章 風水害応急対策  
第12節 避難対策

避難情報	発 令 基 準
避難指示 【警戒レベル4】	<p>①～⑤のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。</p> <p>① 市内の基準水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達した場合</p> <p>② 市内の基準水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、同水位観測所付近及び上流域の気象情報、降水短時間予報で、急激な水位上昇が見込まれる場合</p> <p>③ 異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>④ 判断する時点（夕刻）で、市内の基準水位観測所の水位が避難判断水位を越えた状態で、かつ、同水位観測所の付近及び上流域の気象予警報、降水短時間予報等を総合的に判断し、さらに降雨量が増加する見込みである場合</p> <p>⑤ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<p>①～⑤のいずれかに該当する場合に、緊急安全確保を発令する。</p> <p>① 市内の基準水位観測所の水位が堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p>② 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>③ 消防団の巡視等により、水位が堤防天端高に到達しそうな状態が確認され、更なる降雨量の増加が見込まれるとき</p> <p>④ 越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）</p> <p>⑤ 上記以外の事象において、住民に身の安全の確保を促す必要があるとき</p>

※ 東京都管理河川は、「避難判断水位」の設定がないため、「避難判断水位」を「氾濫注意水位」に読み替えて対応を検討する。

■土砂災害の避難情報発令基準

土砂災害は、降雨の状況等により局地的に発生する傾向があるため、避難情報の発令は、土砂災害警戒区域等を避難情報の発令単位としてあらかじめ決めておき、土砂災害警戒情報を補足する情報のメッシュ情報において危険度が高まっている領域と重なった区域（状況に応じてその周辺区域も含めて）に避難情報の発令を検討する。

避難情報	発 令 基 準
<p>高齢者等 避難 【警戒レベル3】</p>	<p>①～④のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。</p> <p>①大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>②数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>③大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</p> <p>④高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
<p>避難指示 【警戒レベル4】</p>	<p>①～⑤のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。</p> <p>①土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>②土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>③警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>④警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合</p> <p>⑤土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>
<p>緊急安全確保 【警戒レベル5】</p>	<p>①～③のいずれかに該当する場合に、緊急安全確保を発令する。</p> <p>①大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>②土砂災害の発生が確認された場合</p> <p>③上記以外の事象において、住民に身の安全の確保を促す必要があるとき</p>

#### 4 避難の指示・警戒区域の設定の伝達

##### (1) 伝達事項

避難情報を発令した場合及び警戒区域を設定した場合には、市は、当該地区の居住者及び滞在者等その他の者に対し、次の事項を通知する。

避難情報	伝 達 内 容	
高齢者等 避難 【警戒レベル3】	① 情報の種類 ③ 発令の理由 ⑤ 避難先	② 発令者 ④ 危険地域 ⑥ 注意事項（避難行動要支援者の早期避難等）
避難指示 【警戒レベル4】	① 情報の種類 ③ 発令の理由 ⑤ 避難先	② 発令者 ④ 危険地域 ⑥ 注意事項（屋内での避難行動等）
緊急安全確保 【警戒レベル5】	① 情報の種類 ③ 発令の理由 ⑤ 避難先	② 発令者 ④ 災害発生箇所・危険地域 ⑥ 注意事項（屋内での避難行動等）

##### (2) 伝達方法

避難の指示及び警戒区域の設定の伝達は、次の方法を用いて迅速に行う。

【災害統括班・広報広聴班】	
○ 市防災行政無線	○ 協定機関（ラジオ・テレビ）による報道
○ 市ホームページ	○ 町田市防災 WEB ポータル
○ 市の SNS	○ メール配信サービス
○ 緊急速報メール	○ 防災行政無線フリーダイヤル
○ 災害情報共有システム（Lアラート）	
【警察官及び現地対応職員（道路班・住宅都市復興班・下水道応急復旧班）・消防団】	
○ 警察官による戸別訪問（口頭）	○ サイレン・警鐘・スピーカー
※ 現地対応職員及び消防団は、警察官及び消防吏員の対応の補助にあたる。	

#### 5 避難の指示者または警戒区域設定者の措置

避難の指示または警戒区域の設定を行った者は、その旨を防災関係機関（市・警察署・消防署・消防団）に通知する。

### 第3 避難誘導（警察署、消防署、消防団、道路班）

#### 1 危険地域における避難誘導

風水害時には、浸水等の被害を考慮して、避難施設を選定し、避難の誘導に努める。また、浸水、または浸水が拡大する恐れがある地域、がけ崩れや土石流の恐れがある地域から避難させる場合、避難誘導者は、町内会・自治会単位等で集団避難を促し、要配慮者（乳幼児、高齢者、障がい者等）及び外国人に配慮して行う。

- 警察官、消防吏員、消防団員は、自主防災組織等の協力により市民等を危険地域から安全な地域へ避難誘導することに努める。
- 施設の管理者は、学校、幼稚園、保育所、事業所等その他多数の人が集まる場所における避難誘導を行う。
- 消防署は、避難情報が発令された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、最も安全と思われる避難方法についての情報を、関係機関に通報する。
- 道路班は、危険箇所での活動中に市民を発見する等した場合、速やかに避難誘導や補助を行い、市民の安全確保に努める。

※資料編 参照

#### 2 避難者への周知事項

避難誘導者は、避難誘導に際し市民等に以下の事項を周知する。

- 警戒区域と避難の要否
- 徒歩による避難
- 非常持出品の携行
  - 【携帯品】
  - ・ 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
  - ・ 食料と飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、マスク等（感染症流行時）等
  - ・ 動きやすい服装、着替え、帽子、頭巾、雨具類、必要に応じ防寒具
  - ・ その他必要と判断されるもの（紙おむつ、メガネ等）
- 二次災害の防止（危険建物の使用の自粛）
- 避難の際のガス栓の閉鎖、電気ブレーカの遮断

#### 3 避難の誘導方法

避難誘導者は、次に示す事項に留意して誘導を行う。

- 避難誘導に当たっては、町内会・自治会単位等の集団避難を促し、「2 避難者への周知事項」に留意・周知する。
- 状況が許す限り、指示者はあらかじめ経路の安全を確認する。
- 傷病者、心身障がい者、妊産婦、乳幼児、高齢者を優先して避難を行うとともに、障がいやそれぞれの特性・住環境、言語の違いなどを踏まえ、関係機関と連携した避難を行う。

特に、洪水時の避難誘導にあたっては、次に示す地域の特性と、主たる避難の方法を理解してこれにあたるものとする。

	境川上流地域（相原町・小山町）	境川中・下流地区（左記以外の境川左岸）	鶴見川上流・真光寺川・恩田川地区	鶴見川下流地区（三輪町）
洪水時の浸水の幅	広い	広い	狭い	狭い
洪水時の浸水の深さ	深い	深い	浅い	浅い
地区内にある避難施設（洪水・土砂）の数	少ない	やや少ない	多い	少ない
主たる避難の方法	バス等の指定地方公共機関等	徒歩による避難	徒歩による避難	徒歩による避難
	最寄りの避難施設（洪水・土砂）及び洪水時集合場所	境川から2km以内にある避難施設（洪水・土砂）	最寄りの避難施設（洪水・土砂）	最寄りの避難施設（洪水・土砂）

#### （1）境川上流地区における避難誘導

境川の上流部にある、相原町及び小山町は、川沿いの平坦地のほとんどが浸水すると予想されている。また、地形も境川に接してすぐに丘陵地となるため、高台への避難条件も良くない。特に、堺中学校、小山小学校、小山市民センターは、洪水時には避難施設として使用できないことから、要避難者全員を収容することが困難である。

このため、この地区に「洪水時集合場所」を3箇所設置し、ここから「バス等の指定地方公共機関」等により、他地区にある安全な避難施設へ住民を避難させるものとする。

## 帰宅困難者対策

### 第4 帰宅困難者対策（被害調査班、各施設所管部、各事業所）

事業所及び施設の管理者は、台風、豪雨等により交通機関が混乱することが予想される場合、従業員、施設利用者、来客者等に気象情報、交通機関の運行状況等の情報を提供し、早目の帰宅を促すよう努める。

鉄道会社、バス会社等の各事業者は、駅周辺の混乱を事前に防止するために、帰宅困難者に対し交通機関の運行状況等の情報を提供する。

復旧の目処がたたず、かつ、早期の運行開始が困難であり、混乱の長期化が予想される場合は、「第3章 地震災害応急対策 第11節 帰宅困難者対策」に準じて対応するものとする。

一時滞在施設を開設する場合は、町田市洪水・土砂災害ハザードマップの浸水予想区域や土砂災害警戒区域等を考慮して開設施設を決定する。

避難施設の開設・運営・閉鎖

第5 避難施設の開設・避難者の受け入れ

(避難施設開設・運営担当対策部、市立小中学校)

避難施設の開設・運営及び避難者の受け入れは、避難施設開設・運営担当対策部（政策経営対策部、総務対策部、財務対策部、市民対策部、文化スポーツ振興対策部、福祉対策部、健康対策部、子ども生活対策部、経済観光対策部、環境資源対策部、都市づくり対策部、出納対策部、学校教育対策部、生涯学習対策部）が実施する。

1 風水害時の避難施設

風水害時に避難する場所は、洪水を想定し浸水しない場所におくため、震災時の避難広場や避難施設とは同一にならない。このため、風水害時に避難する場所を「臨時避難施設（洪水・土砂）」、「避難施設（洪水・土砂）」、「予備避難施設（洪水・土砂）」、「洪水時集合場所」と表記し、震災時の避難施設と区別する。

場所	役割	対象
避難施設 (洪水・土砂)	洪水による浸水や土砂災害が発生した場合、もしくは、発生することが想定される場合、避難してきた避難者を直接収容する避難者仮宿泊施設のある避難施設	小中学校、都立高校等
臨時避難施設 (洪水・土砂)	洪水による浸水や土砂災害が発生した場合、もしくは、発生することが想定される場合、警戒態勢以降に開設し、避難してきた避難者を一時的に収容する避難施設。避難施設よりも早期に、自主避難者の受入も行う。	市民センター等
予備避難施設 (洪水・土砂)	災害等の状況により、上記の施設に加えて、予備的に開設する避難施設	小中学校、都立高校等
洪水時集合場所	避難施設が少ない地域に設置する、避難者をバス等の指定地方公共機関等により、他地区の避難施設（洪水・土砂）等に収容するための集合拠点	バスの発着可能な広場・駐車場

⇒避難施設は、原則(1)、(2)のどちらかの条件に該当した施設を使用する。

<p>&lt;浸水害の場合&gt;</p> <p>(1) 施設敷地内が全て、浸水予想区域 0.5m未満</p> <p>(2) 以下3つが全て浸水予想区域 0.5m未満</p> <p>① 施設入口（少なくとも1か所）</p> <p>② 滞在場所（体育館等）</p> <p>③ 施設入口から滞在場所までの経路</p>	<p>&lt;土砂災害の場合&gt;</p> <p>(1) 施設敷地内に警戒区域等の指定なし</p> <p>(2) 以下3つが全て警戒区域等の指定なし</p> <p>① 施設入口（少なくとも1か所）</p> <p>② 滞在場所（体育館等）</p> <p>③ 施設入口から滞在場所までの経路</p>
--	--

※避難施設の一覧は、資料編を参照

## 2 開設の担当

避難施設の開設は、避難施設の開設運営を担当する対策部が施設管理者の協力を得て行う。なお、小中学校については、避難施設として開設するにあたり、休日や夜間など施設管理者である教職員が不在の場合は、学校教育班が開設に協力する。

開設の協力者である施設管理者は、開設運営を担当する対策部が当該施設に到着するまでの間、次項以降に示す避難施設の開設を代わりに行うものとする。

### ■ 平日・日中時間帯の動きの目安

担当	段階	高齢者等避難	避難指示
本部 (災害統括班)		警戒本部 (災害対策本部へ移行)	災害対策本部
施設管理者 (小中学校・指定管理者等)		・避難施設開設準備	・避難施設運営への協力
学校教育班		・学校長及び避難施設開設 (運営) 担当の対策部との 連絡調整 ・児童・生徒の保護等調整	・学校長及び避難施設開設 運営担当の対策部との連 絡調整 ・児童・生徒の保護等調整
避難施設開設・運営担当対策部		・避難施設開設委員の派遣 ・避難施設開設運営	・避難施設運営
生活支援班 市民センター班		・臨時避難施設開設 (運営)	・臨時避難施設運営

### ■ 休日若しくは夜間帯の動きの目安

担当	段階	高齢者等避難	避難指示
本部 (災害統括班)		警戒本部 (災害対策本部へ移行)	災害対策本部
施設管理者 (指定管理者等)		・(避難施設開設への協力)	・(避難施設運営への協力)
学校教育班		・避難施設開設への協力 ・学校長及び避難施設開設 (運営) 担当の対策部との 連絡調整 ・児童・生徒の保護等調整	・避難施設運営への協力 ・学校長及び避難施設開設運 営担当の対策部との連絡調 整 ・児童・生徒の保護等調整
避難施設開設・運営担当対策部		・避難施設開設委員の派遣 ・避難施設開設運営	・避難施設運営
生活支援班 市民センター班		・臨時避難施設開設 (運営)	・臨時避難施設運営

### ■ 避難施設の施設管理者

区分	管理者
学校	学校長 (教職員)
指定管理者管理施設	指定管理者
市の直営施設	担当課所長 (職員)

### 3 開設の手順

開設運営を担当する対策部は、次の手順で避難施設の開設を行う。

- ① 施設の門の開錠
  - ・避難者数及び施設周辺の被害状況等の確認
  - ・避難者がいれば、施設敷地内への誘導
- ② 施設の安全確認
  - ・施設が利用可能かどうか確認
- ③ 避難者の受け入れ準備
  - ・施設（体育館等）の開錠
  - ・施設内の片づけ
  - ・収容スペースの確保・割り当て（要配慮者への配慮）
- ④ 避難者の誘導・受け入れ
  - ・収容スペースへの避難者の誘導

### 4 避難施設内事務所の開設

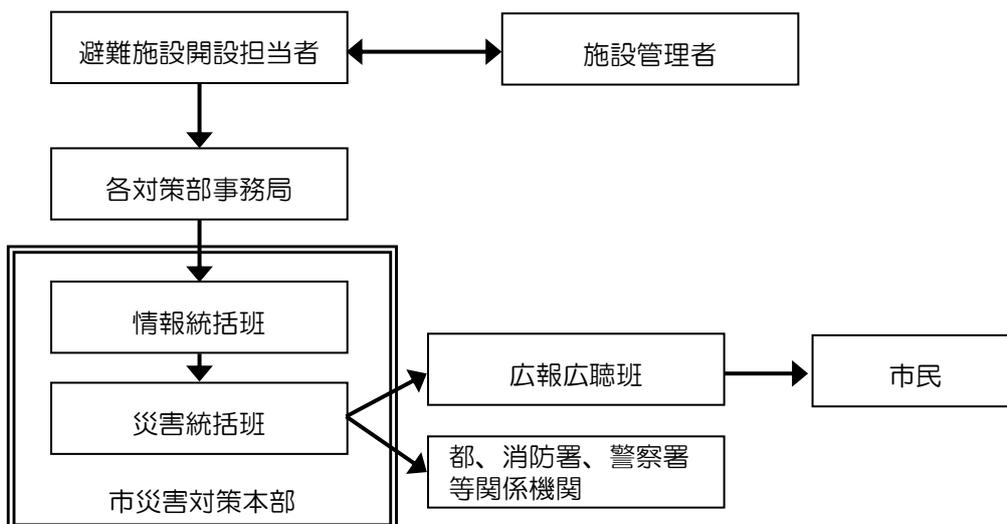
開設運営を担当する対策部は、避難施設内に事務所を開設し、看板等を掲げて避難施設の開設の事実を明らかにする。なお、事務所には要員を常時配置し、避難者名簿、事務用品等を準備する。

### 5 避難施設開設の報告

避難施設を開設した者は、各対策部事務局に電話・町田市防災システム等により、以下の事項を報告する。

- (1) 開設日時
- (2) 避難者数及びその被害状況
- (3) その他必要事項

<避難施設開設の報告の流れ>



## 6 避難者の受け入れ

避難施設では、避難施設の開設を担当する対策部が、施設管理者の協力を得て、避難住民を受け入れる。

### (1) 収容スペース

収容スペースとして使用する場所は、原則、避難施設開設・運営担当対策部と施設管理者で協議のうえ決定する。あらかじめ定めた場所の使用に支障がある場合、開設の担当は施設管理者と協議する。なお、避難施設が学校の場合、避難者の収容スペースは、原則、体育館を第一優先とする。更に、避難者の増加等、避難の状況を勘案して受入施設が必要な場合は、体育館以外の校舎等を可能な範囲で使用する。

自動車による避難の受け入れは、原則、徒歩による避難が困難な要配慮者が使用した場合のみとする。

なお、市は、避難施設等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

### (2) 居住区域の割振り

避難施設に収容する者は、被害を受け、または受けるおそれがある者（避難の指示を受けた者）とし、次のように居住区域を割振る。

- 居住区域の割振りは、できるだけ地域地区（町内会・自治会等）ごとに設定する。
- 各居住区域は、避難者の人数に応じて編成し、代表者（班長）を選出する。
- スペース指定の表示は床面に色テープ、掲示等わかりやすいものにする。

### (3) 避難者の把握

避難施設の開設担当者は、避難者名簿を使用して、避難者の人数及び状況等を把握する。避難者数は、定期的に人数等を確認し、所属する対策部の事務局へと報告する。

### (4) 物品等の支給

避難施設の開設担当者は、避難施設に設置された災害備蓄倉庫・防災倉庫等の物品を、必要に応じ、避難者に支給する。

- 毛布（ブランケット）
- エアマット
- 食料
- 飲料水

## 7 避難施設が不足・受け入れ困難な場合

本部長は、市内の避難施設への受け入れが困難なときは、他市区町村（近隣の非被災地区若しくは小被災地）への移送を知事に要請し、福祉班は各対策部と協力して被災者の移送、受け入れの指示を行う。

- 職員の中から避難施設管理者を定め、移送先の市区町村に派遣し避難施設の運営を行う。
- 移送時には、引率者を添乗させる。

## 第6 避難施設の運営（避難施設開設・運営担当対策部、市立小中学校）

### 1 運営の担当者

- 避難施設の運営は、避難施設開設・運営担当対策部が派遣する「避難施設責任者」と「避難施設担当者（2～3人）」により行う。
- 施設管理者は、避難施設開設・運営担当対策部による避難施設の開設運営に協力する。ただし、開設が必要な際に、開設を担当する対策部が到着するいとまがない時は、施設管理者が代わりとなって初期の運営を実施する。
- 円滑な避難施設運営の実施のため、ボランティア・市民活動団体等と連携を図る。
- 避難施設の運営は、教職員・施設職員の協力のもと役割分担等を定め、自主防災組織、町内会・自治会、ボランティア等により自主運営を目指す。
- 避難施設の運営には、女性の参画を推進し、女性の意見を積極的に取り入れるとともに、男女の二ーズの違いに的確な対応を行う。
- 衛生管理を担当する者を指定し、避難施設の衛生管理に努める。

### 2 運営の手順

- ① 避難者名簿・台帳の作成
- ② 居住区域ごとに代表者を選出（第6の3参照）
- ③ 飲料水、生活用水、食料、生活必需品の請求、受取、配布（第18節参照）
- ④ 運営状況の報告（毎日、その他適宜）

#### (1) 避難者名簿・台帳の作成

避難施設責任者は、避難施設を開設した際、「避難者名簿」用紙を配り世帯単位に記入するよう指示する。「避難者台帳」は、集まった「避難者名簿」を基にして作成し、保管するとともに各対策部事務局へ報告する。

#### (2) 運営状況の報告及び運営記録の作成

- 避難施設責任者は、避難施設の運営状況について1日に1回各対策部事務局へ「避難施設状況報告書」を提出する。
- また、傷病者の発生等、特別の事情のあるときは必要に応じて報告する。

※資料編 参照

### 3 居住区域の代表者の選出及び役割

避難施設責任者は、町内会・自治会等区域を考慮し、居住区域ごとに代表を選出するよう避難者に指示する。

選出された代表は、代表者会議を開き、運営に必要な役割分担及びルールづくりを行う。

- 避難生活のルールづくり
- 公的機関・避難施設責任者からの避難者への指示、伝達事項の周知
- 物資の配布活動等の補助
- 居住区域の避難者の要望等のとりまとめ
- 防疫活動等への協力
- 施設の保全管理

#### 4 要配慮者等の要望の把握と支援

避難施設責任者は、避難施設の運営にあたっては、妊産婦、乳幼児、高齢者、障がい者、外国人、女性等の要望を把握し、これらの者への情報提供に配慮する。

また、必要に応じて、二次避難施設（要配慮者専用避難施設）への移送を実施する（第13節「要配慮者対策」を参照のこと）。

二次避難施設が満員の場合、災害統括班は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難施設として借り上げる等、多様な避難施設の確保に努める。

### 第7 避難者への配慮（保健班、衛生班、避難施設開設・運営担当対策部、 市立小中学校）

#### 1 避難生活の長期化

避難施設での入居が数日以上にわたると見られる場合、長期化する避難生活等に備え、基準にしたがい入居スペースの設定を行う。避難施設の入居スペースの基準は、次のとおりである。

- 避難施設の入居スペースの基準：居室 3.3㎡あたり2人  
※ ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考にするなど、避難施設等が過密にならないよう努めるものとする。
- 避難者への帰宅を促す段階
  - ・ 災害の危険性が去った段階
  - ・ 交通機関等が復旧した段階
  - ・ 住宅等の応急危険度判定が終了した段階
  - ・ ライフラインが復旧した段階

なお、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な建設と、公営住宅、民間賃貸住宅などの活用により、避難施設の早期解消に努めることを基本とする。

また、保健班、衛生班及び避難施設開設・運営対策部は、協力して、避難生活の長期化、災害関連死<sup>※</sup>の抑制のため、仮設住宅が建設されるまでの1ヶ月程度を目安に、次の対策を実施する。施設管理者は、施設管理面での協力を図る。

※ 災害関連死：当該災害による傷病の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

対策	配慮する事項
長期化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 床敷マット、布団、入浴施設、冷房器具、暖房器具、洗濯機等の調達</li> <li>○ 段ボールベッド等の協定機関からの支援物資の活用</li> <li>○ プライバシー確保のための間仕切りの設置</li> <li>○ 報道機関等の取材、資器材持込、立入の制限</li> <li>○ 被災者の精神安定</li> <li>○ パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上など避難施設における防犯及び安全性の確保</li> <li>○ 衛生管理（医療、トイレ、清掃、ごみ）</li> <li>○ 食料の確保や配食等の状況等の避難施設の衛生状態等の把握に努める。</li> <li>○ オムツ替えスペース（乳児・高齢者用）を生活スペースと別に配置し、プライバシー及び衛生面に配慮する。</li> <li>○ 体調の優れない人、病人、妊産婦等のためのスペース（別室）等の確保</li> <li>○ 郵便・市ホームページ・SNS等、複数の情報伝達手段による避難者への情報提供</li> <li>○ 立入禁止区域、土足禁止区域、禁煙（分煙）区域の設定</li> <li>○ 「運営に関わらない一般の車両の出入禁止」や「禁酒」など、避難施設ルールの明確化と周知</li> <li>○ 空きスペースの状況を勘察し、子どもの遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保</li> <li>○ 物資ニーズの把握と集約（生活の長期化に伴い変化するニーズへの対応）</li> <li>○ 避難者のための通信手段確保（災害時用公衆電話（特設公衆電話）、Wi-Fi環境等の手配）</li> <li>○ 車中泊など避難施設に滞在することができないと判断した被災者への配慮</li> </ul>
男女のニーズの違い、性的マイノリティへの対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一人暮らしの女性、妊産婦や乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースを確保</li> <li>○ 仮設トイレの設置にあたり、特に女性の安全・安心に配慮して、男性用とは離れた場所を確保。夜間照明などにも配慮する。</li> <li>○ 男女別の更衣（又は化粧）スペースを用意</li> <li>○ 男女別の洗濯物の洗い場・干し場を確保</li> <li>○ 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペース用としての別室を確保</li> <li>○ 巡回相談等による、女性向け相談の受けやすい体制の検討</li> <li>○ 地域の自主防災組織等から女性の運営メンバーを加える等して、女性ならではのニーズが避難施設運営に活かされるような体制を構築する。</li> </ul>
要配慮者対策	<p>第3章第13節第2「避難施設等における応急支援対策」、第3「福祉避難所等の指定と移送」を参照</p>
動物救護対策	<p>第12節第9「動物救護対策」を参照</p>

## 2 避難施設以外で生活している避難者への配慮

避難施設以外の空地等で生活している避難者や、避難施設で生活せず食事のみ受け取りに来ている在宅避難者や車中泊など避難施設に滞在することができないと判断した被災者については、自主防災組織や消防団等の地域組織が、生活している場所、その状況及び要望等を把握し、福祉班に報告する。

福祉班は、状況に応じてその対応について検討し、在宅避難者等に対しても、生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。

特に、車中泊等の狭いスペースで生活している避難者については、「エコノミークラス症候群※」になる危険性もあるため、健康管理及び衛生管理等について啓発する。

※ 長時間、座席に同じ姿勢で座ったままであることで、膝の裏あたりの静脈の血が流れにくくなり、血の固まりができてしまう病気。血行障害による呼吸困難に陥ることもある。

### 3 被災者の他地区への移送

市長は、市の避難施設に被災者を受け入れることが困難なときは、被災者の他市区町村（近隣の非被災地区もしくは小被災地）への移送について協議を行う。また、隣接県への移送など県境を越える移送については、知事に要請する。

なお、相互応援協定等の締結先市町村や、他の市区町村長に協議した場合、その旨を都知事に報告しなければならない。

被災者の他地区への移送を実施する場合、市長は、市職員の中から移送先における避難施設管理者を定め、移送先の市区町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。

## 第8 避難施設の統合・閉鎖（福祉班）

福祉班は、災害の復旧状況や避難施設の人数の減少状況を鑑み、関係部署との調整を図り、本部と協議しながら避難施設の統合及び閉鎖を行う。

## 動物救護対策

### 第9 動物救護対策（衛生班、都保健医療局）

災害時における飼育動物については、飼い主の責任の下に飼育・管理をすることとなる。しかし、放し飼い状態になる動物又はこれらが負傷する場合が多数生じると同時に、多くの飼育動物が飼い主とともに避難施設に避難してくることが予想される。市は、動物愛護及び危害防止の観点から、都及び獣医師会、ボランティア団体等関係団体と協力して、これら飼育動物の保護や避難施設での対策を行う。

※ ここで、飼育動物とは、人に飼育されている犬や猫、小型の哺乳類や鳥類とする（動物の愛護及び管理に関する法律施行令第2条に規定する特定動物及び、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令第1条に規定する外来生物は除く）。

#### 1 逸走した動物の保護

逸走した動物については、衛生班が獣医師会に要請し「臨時動物保護所」を開設し、その保護にあたる。

「臨時動物保護所」は、市が指定する施設等の場所に設置し、獣医師会及びボランティアの協力において運営する。

衛生班は、「災害時動物情報管理窓口」を設置し、搜索情報・保護情報の集約、関係機関との連絡を行い、飼育者のもとに速やかに戻るようにする。

逸走した動物が発生した場合は、市民の協力により「臨時動物保護所」に保護する。市民による確保ができない場合は、衛生班が確保を行うが、確保や保護が困難な場合は都保健医療局と協議して対応する。逸走動物が負傷している場合は、応急手当を施す。

#### 2 避難施設での動物救護対策

避難施設での動物救護対策は、下記のとおりとする。衛生班は、獣医師会等と協力し、避難施設に同行避難した飼育動物の適正管理・衛生管理についての必要な指導・助言を行うとともに、飼い主に対し、避難施設における適正飼養について周知する。

また、衛生班は避難施設における動物の飼養状況の把握に努め、都・関係団体への情報提供を行う。

- 避難施設の飼育動物の管理責任は、飼い主の責任で行う。
- 飼育動物用の飼料、水、ケージ、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。
- 飼育動物の避難場所は、原則、人の居住スペースとは別とし（盲導犬・聴導犬・介助犬は除く）、飼い主及び避難施設へ周知・徹底する。
- 特定動物及び特定外来生物は、避難施設へ持ち込めないものとする。
- 飼育動物の避難場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、飼育ルールを遵守して行う。
- 飼育動物の避難場所を使用する飼い主は、代表を互選し連帯して適正管理に責任を持つ。
- 飼育動物の避難場所の運営上、適正管理・公衆衛生上問題がある場合は、速やかに市に指導・援助を求めるものとする。

## 避難施設の感染症対策

### 第10 避難施設の感染症対策

#### (防災安全部、保健所、避難施設開設・運営担当対策部、各避難施設)

避難施設開設・運営に当たっては、原則、第4章12節第5から第9までの対応を行うが、感染症対策を特に行うべきと市が判断した場合については、下記にて対応する。

#### 1 事前準備

- 防災安全部は、保健所と連携し、発災時における、体調不良者や感染者、感染の可能性が高い者（以下、体調不良者等という）が避難してきた場合の対応について、事前に定めておく。
- 防災安全部は、避難施設の開設・運営に必要な感染症対策物資を整備する。
- 避難施設の開設・運営を担当する職員は、業務従事前後に体調の確認を行う。
- 施設管理者は、避難施設での「密閉空間、密集場所、密接場面」を避けるため、極力多くのスペースを開放するよう協力する。
- 避難者は、避難に際し、マスクや体温計、手指消毒液など、感染症対策に必要な物資を携行するよう努める。

#### 2 施設の開設・運営

- 体調不良者等については、一般の避難者と避難スペースや動線、トイレを分ける。
- 避難施設の入居スペースは、原則1世帯あたり4㎡とし、通路は少なくとも1m確保する。
- 避難者の受け入れに際しては、受付を2段階に分けるなど、体調不良者等を専用の避難スペースへ誘導する。
- 避難施設では、定期的に消毒・換気を行う。
- 炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施する。
- 避難施設内で生じたごみについて、体調不良者等のスペースから生じたものについては、その他一般のごみとは分けて管理する。
- 避難者は、マスクの着用やこまめな手洗いなど、感染症対策を行う。
- 体調不良者等が避難してきた場合や、避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離したうえで必要に応じて避難施設から市（保健班）に連絡する。市（保健班）は、必要に応じて、医療機関への受診について調整を行う。

#### 3 施設の閉鎖

- 避難施設内の、特に体調不良者等が使用したスペースのドアノブや手すりを中心に消毒を行う。

## 第13節 要配慮者対策 (共通：地震災害応急対策 第13節参照)

概要	<p>要配慮者は、災害が起こった時、自分の生命・身体・財産を守る対応能力が不足していたり、言葉の障がいから迅速、的確な行動がとりにくいため、災害時は被害を受ける場合が多い。</p> <p>このため、発災直後の避難誘導から、その後の応急、復旧時に至るまで、要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。</p>
----	--

項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
要配慮者対策	第1 要配慮者の安全確保・安否確認		●			福祉班、高齢者福祉班、保健班、子ども生活班、社会福祉施設
	第2 避難施設等における応急支援対策		●			福祉班、高齢者福祉班
	第3 福祉避難所等の指定と移送			●		福祉班、高齢者福祉班、調達輸送班、社会福祉施設等
	第4 巡回ケア・広報・相談窓口の設置			●		福祉班、高齢者福祉班、保健班、広報広聴班、該当班
	第5 要配慮者向け仮設住宅の供給と復旧期ケア対策				●	福祉班、高齢者福祉班、保健班

※地震災害応急対策 第13節参照

## 第14節 外国人支援対策 (共通：地震災害応急対策 第14節参照)

概要	言語、生活習慣が異なる外国人が、災害発生時に適切な行動をとれるよう、支援体制を確立し、外国人の安全確保を図る。
----	---

項 目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担 当
外国人 支援対策	第1 情報提供・広報活動		●	●		避難施設応援班
	第2 避難施設生活			●		避難施設応援班

※地震災害応急対策 第14節参照

## 第15節 緊急輸送対策 (共通：地震災害応急対策 第15節参照)

概要	<p>災害発生時には、負傷者の搬送、生活物資の輸送、応急対策資機材・要員の輸送等、交通対策が応急対策の生命線となる。</p> <p>本節では、災害発生時の「交通対策」、「輸送対策」について定める。</p>
----	--

項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
交通対策	第1 緊急輸送路及び緊急交通路の確保		●			道路班、住宅都市復興班、広報広聴班
	第2 交通の規制		●			警察署、自衛隊、道路班、住宅都市復興班
輸送対策	第3 緊急通行（輸送）車両の届出		●			調達輸送班、災害統括班
	第4 緊急輸送の実施		●			調達輸送班、災害統括班
	第5 臨時ヘリポートの開設		●			企画班、災害統括班
	第6 物資集積所の設置		●	●		調達輸送班、産業班

※ 地震災害応急対策 第15節を準用する。（但し、震災時を想定したものである「緊急輸送道路」、「障害物除去路線」及び「緊急交通路」については除く。また、風水害時においては、総合体育館は避難施設の役割も担うものとする）

## 第16節 ライフライン・都市公共施設の応急対策 (共通：地震災害応急対策 第16節参照)

概要	<p>災害発生時には、ライフライン施設や道路・鉄道などの都市公共施設にも大きな被害が予想される。生活関連施設の早期回復及び代替措置供を迅速に行うことは、応急活動、復旧活動を進める上で重要になってくる。</p> <p>本節では、上下水道、電気、電話、ガスの復旧及び二次災害の防止、都市公共施設（市の施設やその他の公共施設、道路・橋梁、河川・指定地、鉄道）の応急復旧対策の手順を定める。</p>
----	---

項 目	活動項目	警 戒	初 動	応 急	復 旧	担 当
ライフライン対策	第1 大規模災害発生時の緊急対策					下水道対策部、都水道局、東京電力グループ、NTT、東京ガスグループ、LPガス協会、アストモスリテイリング、日本瓦斯、災害統括班
	第2 水道の応急、復旧対策		●	●	●	災害統括班、都水道局
	第3 下水道の応急、復旧対策		●	●	●	下水道対策部
	第4 電気の応急・復旧対策		●	●	●	東京電力グループ
	第5 電話の応急、復旧対策		●	●	●	NTT
	第6 ガスの応急、復旧対策		●	●	●	東京ガスグループ、LPガス協会、アストモスリテイリング、日本瓦斯
都市公共施設対策	第7 市の施設並びにその他の公共施設の応急、復旧対策		●	●	●	各施設所管部
	第8 道路・橋梁の応急、復旧対策		●	●	●	道路班、公園管理班、中日本高速道路、南多摩東部建設事務所、NTT、東京電力グループ、東京ガスグループ、交通機関
	第9 河川管理施設の応急、復旧対策		●	●	●	下水道応急復旧班、消防団、道路班
	第10 鉄道の応急、復旧対策		●	●	●	JR東日本、東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄

※地震災害応急対策 第16節参照

## 第17節 遺体の収容・埋火葬等 (共通：地震災害応急対策 第17節参照)

概要	<p>大規模災害が発生し、多数の犠牲者が発生した場合には、遺体の腐乱を防止するため、遺体の捜索・収容、検視・検案、埋火葬等の作業を迅速に行う必要がある。</p> <p>本節では、遺体の処置の流れを示すとともに、遺体安置所の開設や遺体の処置に要する人員・資材の確保等について定める。</p>
----	--

項 目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担 当
遺体の収容・埋火葬	第1 遺体の収容所・安置所の開設		●	●		市民班、警察署
	第2 遺体の収容等		●	●		市民班、警察署
	第3 埋火葬の相談と埋火葬許可証の発行			●	●	市民班
	第4 身元不明遺体の対応			●	●	市民班、生活環境班
	第5 死亡者に関する広報			●	●	市民班、広報広聴班

※地震災害応急対策 第17節参照

## 第18節 生活救援対策 (共通：地震災害応急対策 第18節参照)

概要	<p>災害が発生し、ライフラインや流通機構が機能しなくなった場合、被災者の自立復興を促すためにも、飲料水、食料、生活必需品等の供給及び罹災証明書等の交付が必要である。</p> <p>また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する必要がある。</p> <p>なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需物資等の円滑な供給に十分な配慮が必要である。</p> <p>この節は、災害発生直後の備蓄品の供給、需要の把握、物資等の確保、被災者への供給方法について「飲料水」「生活用水」の給水、「生活必需品」及び「義援物資」に分けて定めたものである。また、被災者の生活支援を行う上での「被災者総合相談窓口」開設の要領、罹災証明書等の交付の手続きについても記した。</p>
----	---

項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
給水	第1 飲料水、生活用水の給水		●	●		下水道総務・応急給水編成班、避難施設・応急給水応援班、調達輸送班、災害統括班、都水道局
食料・生活必需品等	第2 食料・生活必需品等の確保・供給		●	●		福祉班、調達輸送班、情報統括班、災害統括班
	第3 炊き出しの実施			●		福祉班、調達輸送班、避難施設応援班、子ども生活班、避難施設・応急給水応援班、学校教育班
義援物資	第4 義援物資、義援金の受け入れ・配分			●	●	福祉班、調達輸送班
災害相談	第5 被災者総合相談窓口業務			●		広報広聴班、各対策部、関係機関
金融	第6 金融対策			●		会計班、災害統括班
罹災証明書	第7 罹災証明書等の交付			●	●	被害調査班

※地震災害応急対策 第18節参照

## 第19節 災害時の環境・衛生対策 (共通：地震災害応急対策 第19節参照)

概要	<p>災害発生時には、ライフライン等の機能低下により、衛生状況が悪化し、感染症や食中毒、その他健康への悪影響の発生が懸念される。</p> <p>本節では、被災地の環境・衛生を維持するために「衛生・防疫対策」「し尿処理対策」「災害廃棄物対策」「清掃対策」について定める。</p>
----	--

項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
衛生・防疫対策	第1 被災地の衛生・防疫			●	●	衛生班、清掃収集班
	第2 避難施設の衛生・防疫			●	●	保健班、衛生班、救護統括班、市薬剤師会
し尿処理対策	第3 仮設トイレの配置			●	●	下水道応急復旧班、福祉班、調達輸送班
	第4 し尿の処理			●	●	下水道応急復旧班
災害廃棄物対策	第5 大規模災害発生時における災害廃棄物対策			●	●	清掃総務班、資源循環班、清掃収集班、生活環境班、企画班、財政班、福祉班、下水道総務・応急給水編成班、下水道応急復旧班、道路班、公園管理班、衛生班
清掃対策	第6 生活ごみの処理			●	●	清掃総務班、資源循環班、清掃収集班

※地震災害応急対策 第19節参照

## 第20節 災害時の建物対策 (共通：地震災害応急対策 第20節参照)

概要	<p>災害による二次災害防止のため、早急に被災建物の危険度を判定する必要がある。また、住家が損壊した被災者へは、住宅の応急修理や応急仮設住宅等の供与、被災建物の解体・撤去、応急修理の実施などの対策が必要である。</p> <p>本節で、災害時の建物対策として、「市有施設の応急措置」「被災建築物の応急措置」「住宅の確保」について定めたものである。</p>
----	--

項目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担当
市有施設の 応急措置	第1 市有施設の応急措置		●			住宅供給班、学校教育班、施設管理者
	第2 被災建築物の応急危険度判定の実施		●	●		住宅都市復興班
被災建築物 の応急措置	第3 被災宅地危険度判定の実施		●	●		住宅都市復興班
	第4 住家被害認定調査			●		災害統括班、被害調査班、広報広聴班
	第5 被災住宅の応急修理			●		福祉班
	第6 一般建物の解体・撤去			●		道路班、住宅都市復興班、企画班、公園管理班、生活環境班、清掃総務班、被害調査班
	第7 応急仮設住宅の需要の把握			●		住宅供給班、福祉班、広報広聴班
住宅の確保	第8 建設型応急住宅の用地確保及び建設			●		住宅供給班、公園管理班
	第9 公営・民間住宅の確保・供給				●	住宅供給班
	第10 応急仮設住宅の入居者の募集・選定				●	住宅供給班、福祉班、広報広聴班
	第11 公営・民間住宅の入居者の募集・選定・管理				●	住宅供給班、福祉班、広報広聴班

※地震災害応急対策 第20節参照

## 第21節 応急教育・保育活動・文化財の保護 (共通：地震災害応急対策 第21節参照)

概要	<p>災害の発生、または災害が発生するおそれがある時には、学校、学童保育クラブ、保育園等の施設では、児童・生徒・園児の安全確保を行うとともに、精神の安定を図るためにも教育活動・保育活動の再開に向けた活動が必要である。</p> <p>本節では、災害時の児童・生徒・教職員、園児の安全確保、教育の再開、学用品等の供与等について、学校、学童保育クラブ、幼稚園、保育園ごとにそれぞれの行う対応を定める。また、応急期における文化財の保護についても定める。</p>
----	--

項 目	活動項目	警戒	初動	応急	復旧	担 当
応急教育 対策	第1 学校の災害応急措置		●			学校教育班・市立小中学校
	第2 児童・生徒・教職員の安否確認		●			学校教育班・市立小中学校
	第3 応急教育			●		学校教育班・市立小中学校
学童保育 対策	第4 学童保育クラブの災害応急措置		●			子ども生活班
	第5 児童・指導員の安否の確認		●			子ども生活班
	第6 応急保育			●		子ども生活班
	第7 学童保育の再開			●		子ども生活班
応急保育 対策	第8 保育園等の災害緊急措置		●			子ども生活班
	第9 園児・職員の安否の確認		●			子ども生活班
	第10 応急保育			●		子ども生活班
文化財の 保護	第11 文化財の保護			●		各管理者、所有者、避難施設・ 応急給水応援班

※地震災害応急対策 第21節参照

## 第2.2節 被災地等支援体制の確立 (共通：地震災害応急対策 第2.2節参照)

概要	<p>市は、市域外において発生した大規模災害に対して、災害対策基本法第67条及び自治体間の災害時応援協定または人道上的配慮から、被災自治体に対して支援活動を実施する。</p> <p>特に、被災市町村から応援を求められた場合、緊急性の高い応急措置について、正当な理由がない限り、応援を実施する。なお、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。</p> <p>本節は、被災自治体に対する迅速で効率的な支援活動を実施するため、「被災地等支援体制の確立」に関する措置を定めたものである。</p>
----	--

項 目	活動項目	警 戒	初 動	応 急	復 旧	担 当
被災地等 支援体制 の確立	第1 被災地等支援対策本部の設置		●	●	●	被災地等支援統括班、該当班
	第2 被災地等支援対策本部の組織・運営		●	●	●	各対策部各班
	第3 被災地等支援対策本部会議の開催		●	●	●	各対策部各班
	第4 広域避難者の受入れ		●	●	●	避難施設開設・運営担当対策部、市立小中学校

※地震災害応急対策 第2.2節参照